

令和4年

第1回定例会

会議録

令和4年3月14日

# 令和4年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

## ◎ 期日及び場所

令和4年3月14日(月) 午前10時00分 江差町役場 議場

## ◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 5 報告第 1号 令和2年度江差町教育委員会に関する事務の管理・執行  
状況の点検・評価報告について
- 日程第 6 議案第 1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第20号)について
- 日程第 7 議案第 2号 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4  
号)について
- 日程第 8 議案第 3号 令和3年度江差町後期高齢者医療別会計補正予算(第2  
号)について
- 日程第 9 議案第 4号 令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)に  
ついて
- 日程第10 議案第 5号 令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3  
号)について
- 日程第11 議案第 6号 令和3年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)につ  
いて
- 日程第12 議案第23号 江差町営レストラン管理条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第25号 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建  
設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に  
ついて
- 日程第14 議案第26号 工事請負契約の締結について  
〔町 長 ～ 令和4年度町政執行方針表明〕  
〔教育長 ～ 令和4年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第15 一 般 質 問
- 日程第16 議案第 7号 令和4年度江差町一般会計予算について

- 日程第 1 7 議案第 8 号 令和 4 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 9 号 令和 4 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 令和 4 年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 令和 4 年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 令和 4 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
  
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 令和 4 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 4 号 令和 4 年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 令和 4 年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 江差町特別職の職員の常勤のものとの給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 7 号～議案第 1 5 号  
議案第 1 6 号  
議案第 1 8 号～議案第 2 1 号  
令和 4 年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分

- 議案第 1 8 号 江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 江差町特別職の職員の常勤のものとの給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

□ まちづくり推進課 所管分

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第 8 号 令和 4 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第 1 3 号 令和 4 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について

○議案第16号 江差町財政調整基金の処分について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	中	川			智
まちづくり推進課	長		尾	山			徹
まちづくり推進課	参事		長	尾	恵		一
財	政	長	齊	藤	敏		己
税	務	長	西	海	谷		靖
町	民	長	竹	内			強
健康推進課	長		白	鳥	智		子
産業振興課	長		出	崎	雄		司
追分観光課	長		畑		竜		哉
建設水道課	長		岸	田	雄		治
高齢あんしん課	長		三	好	泰		彦
出	納	長	岸	田	真	由	美
学	校	長	岸	田		礼	治
社	会	長	安	田	克		臣

総務課主幹 宮津宗介

(議会事務局)

局長 梅川年代  
書記 森直彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第1回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番出崎議員、3番小林議員を指名いたします。

(議長)

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

議長。

(議長)

はい。室井委員長。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「室井委員長」（報告）

令和4年3月定例会、議会運営委員会から報告を申し上げます。

当委員会は2月18日、3月7日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受け、その提出議案内容から日程及び運営について、協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問などは、お手元に配布されておりますとおりですので、協議で会期の日程は、本日3月14日及び明日15日の2つ日間といたしました。

一般質問等については、これまでと同様に、一問一答方式とし、質問の回数は、再々質問まで認められます。

質問の時間については、従来どおり答弁を含め、60分の時間制といたします。

また、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇で、再質問以降は自席で行うこととし、反問権については、従来どおりでございます。

また、一般質問や議案等の質疑で感想やお礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっておりますので、通告した質問主旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いいたします。

理事者の議案説明についても、すでに全員協議会などで説明している箇所や議案や資料は、事前に配布されていることから簡潔明瞭にし、質問者の質問内容と整合性のある答弁を求め、務めるようにしてもらいたいと思います。

議員理事者を含め、本議会の運営に対し、ご理解とご協力を申し上げて、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

以上です。

（議長）

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期については、本日から明日15日までの2日間とし、一般質問については、一問一答方式とし、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行うことといたします。

質問の回数は、再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来

ることとし、それに要する時間は60分の時間制限外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、説明質疑を審議に当たっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりで、ご了解をお願いいたします。

(議長)

日程第3、所管の事務調査の報告について、令和3年第3回定例会発議第11号、学校施設整備に関する事務調査についてを議題といたします。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

ただ今上程されました社会文教常任委員会の委員会調査報告を行っていきたいと思います。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件、令和3年第3回定例会、発議第11号、学校施設整備に関する事務調査であります。

2番目、調査期日については、以下のとおりでございます。

3番目、調査の結果について、報告いたします。

(1) 建て替えの江差中学校を除く各小中学校については、老朽化等による課題に

ついて、社会文教常任委員会でも、過去数次の事務調査が行われた。直近では、平成30年12月3日に学校施設に関する事務調査の委員会報告で、雨漏り対策やトイレの洋式化、網戸の整備等の意見が出されている。本委員会では、上記の意見で指摘していた事項について、教育委員会としてどのように対策が取られてきたのかを中心に、各学校の施設整備状況を担当課から聞き取りをした。

(2) 文科省が前倒しで進めてきた GIGA スクール構想による、児童生徒一人1台端末の整備状況についても、担当課から聞き取りをした。

なお、現地調査も検討したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から取りやめとしている。

これらの調査検討を踏まえ、次のとおり意見付して報告する。

<意見>

1. 指摘事項の雨漏り対策について、江差小学校は令和2年度で正面普通教室棟の屋上防水改修工事、3年度に特別教室棟と旧幼稚園棟の屋上防水改修工事が終了している。

江差北小学校の雨漏りは、図書室での雨漏り対策が残ったままである。ついては、児童の図書活動等に影響を与えることのないよう、また対策が遅れるほど雨漏りの状況が拡大することも考えられるため、早急な屋上防水改修工事を実施すること。

2. 指摘事項の網戸の未設置は、学校から要望のあった242箇所を令和2年度に設置、またトイレの約半分が和式だったが、令和2年度に小中で計39か所の改修工事をし、100%洋式となった。

今後とも、児童生徒が安心して学業に専念できるよう、老朽化からくる施設の損傷等の状況を的確に把握し、改修等の対策を進めること。

3. 児童生徒一人1台のタブレット整備は、今年1月の新型コロナウイルス感染で学級閉鎖があり、小中学校でタブレットを持ち帰り、自宅からオンラインで繋げる実験を実施、また各家庭、担任、自宅、学校を結んだ双方向オンライン学習を実施した。オンライン学習は、中学校では十分可能であるが、小学校低学年では操作方法等に課題見受けられることで、今後も、教育委員会としての学校の支援が必要と考える。

4. 各学校にネットワークの大容量高速化の整備がなされ、ICT機器の活用が進んできているが、教員の働き方改革を進めるうえで、国が財政措置しているICT支援員の活用なども検討すること。

以上であります。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

学校施設整備に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については委員長の報告のとおり、了承すること事に決定いたしました。

(議長)

次に、日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

「町長」（行政報告）

最初に、新型コロナウイルスワクチン3回目接種の進捗状況についてご報告申し上げます。医療従事者及び高齢者施設の接種は3月8日をもって終了いたしました。高齢者集団接種は2月21日から3月19日までの、全12日間の日程のうち11日間を終了しています。18歳から64歳の集団接種は3月16日から4月30日までの全10日の日程で開始いたします。3月中に接種可能となる対象者につきましてはすでに接種券を配布しておりまして、4月末までの対象者につきましては3月中旬以降に発送予定でございます。3月11日現在の接種状況でございますが、2月末時点で2回目接種から6か月を経過している対象者数は、5,169名で、医療従事者等を含む接種者数は2,968名で57.4%でございます。そのうち、高齢者の接種者数は2,398名、84.9%が接種を終えております。

次に、江差町文化会館移動観覧席改修に伴う消費税額の積算誤りにより、2月22日に追加補正を頂きました件について、原因及び経過をご報告申し上げます。今回の原因につきましては、事業費積算のために徴取した見積書が消費税抜きの見積金額になっていたことに気付かずに、補正予算要求金額に税抜きの金額を担当者が記載し、補正予算要求に伴う決裁においても同額の決裁が取り進められたものです。決裁段階では見積書も添付された決裁であり、担当者の消費税額見落としが発端ではありますが、その決裁に添付された見積書の内容の確認を担当者及び上司である担当課長も気付くことなく、財政課など関係課での決裁が進められたものであります。見積書の金額などは、原則として担当課内において内容のチェックを行うものであり、消費税の取り扱いを含め、担当課においてしっかりとチェックされたものが財政課の合議へと取り進められるものです。今回の事案を踏まえ、担当課における二重チェックの徹底をしてまいりますことはもちろんのこと、再発防止の一環として予算要求に伴う見積りにつきましては、消費税額を含む見積書の徴取を前提とし、また、決裁に係る起案文書には予算要求額と合わせて消費税抜きの金額をあえて併記するよう、課長会議において指示、周知を図ったところであり、あわせて、今後、財政課に提出する予算要求書の様式においても、消費税額の欄を新たに追加し、担当者が予算要求書への入力作業段階でミスを防ぐ様式に変更し、再発防止に努めてまいります。単純なミスとはいえ、二度にわたる補正を議決頂きましたことにお詫び申し上げますとともに、担当者並びに上司である担当課長には3月9日付けをもって嚴重注意処分を行いましたことをお伝えし、行政報告とさせていただきます。

次に、日本で最も美しい村連合5年目審査結果についてご報告申し上げます。NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟している自治体は、最も美しい村づくりの基本理念が継承されているか、より美しい村づくりを目指して運動が定着しているかについて、5年ごとに連合の審査を受け、加盟継続の可否を受けることとなっ

ております。江差町におきましても平成27年10月の連合加盟登録から5年を経過したことから、令和3年12月22日、23日の日程で、連合が指定する審査委員2名による現地審査が実施され、その審査内容をもとに連合内での資格審査委員会、理事会での協議を経まして、令和4年2月9日付けで審査通過の通知を受理いたしましたのでご報告申し上げます。本来、加盟から5年経過の審査年は令和2年度でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、1年遅れの令和3年度の審査となったものでございます。このたびの審査は通過となりましたが、連合の取組に対する住民理解度や地域資源の新たな魅力づくりという点においては、まだまだ多くの課題を残しているものと認識しておりますので、引き続き加盟自治体や地域住民との連携を密にし、より一層の取組強化に努めてまいりたいと考えております。以上、日本で最も美しい村連合5年目審査結果についてのご報告を申し上げます。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。令和4年1月20日、愛知県名古屋市長 古屋市 ヒダホールディングス 株式会社 代表取締役 小池 一三（こいけ かずみ）様より、現金1,000万円のご寄附がございました。ご寄附頂きました現金1,000万円につきましては、江差町かもめ島交流拠点づくり基金へ積み立て、北の江の島構想実現に向け活用させていただきます。

次に、令和4年2月2日、有限会社中川清掃社 代表取締役 中川 一夫（なかがわ かずお）様より、役場来庁者及び職員の新型コロナウイルス感染予防のためにと消毒用物品現金20万円相当のご寄附がございました。ご寄附いただいた消毒用物品については、庁舎の消毒などに活用させていただいております。

次に、信金中央金庫 理事長 柴田 弘之（しばた ひろゆき）様が創立70周年記念事業として創設した地方創生推進スキームSCBふるさと応援団に、道南うみ街信用金庫 理事長 藤谷 直久（ふじや なおひさ）様の御推薦のもと、当町が申請しておりました豊かな前浜づくりプロジェクト（略称：ハマプロ）づくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指してが令和3年12月24日付けで採択され、本年2月24日、企業版ふるさと納税として1,000万円のご寄附がございました。3か年事業で計画する同プロジェクトによって、ナマコ増殖礁による資源増大事業とサケマス類の海面養殖事業の実証実験に取り組み、回遊性魚種の資源変動に左右されない当町に適した栽培養殖漁業を確立することで、人口減少少子高齢化のなかにあっても持続可能な産業基盤を整備すると共に、地産地消地産外商を進め、地域経済の好循環を目指してまいります。

最後に、令和4年2月25日、札幌市に事務所を置く生活協同組合コープさっぽろ 理事長 大見 英明（おおみ ひであき）様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ランドセルカバー20枚のご寄贈がありました。同組合の地域貢献活動は平成24年度から継続されており、交通安全の推進に一翼を担っているところであります。ご寄贈いただいたランドセルカバーは、入学式当日に配布を予定しております。

以上、ご寄附ご寄贈がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和2年度江差町教育委員会に関する事務の管理、執行状況の点検、評価報告についてを議題といたします。

報告内容については、配布のとおりでありますので、説明を省略し直ちに採決を許します。あ、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上のとおり、終わります。

(議長)

次に日程第6、議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第20号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第20号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴います減額補正及び財源更正のほか、減債基金積み立てなど、計74事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、4,837万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64億3,931万4千円とするものでございます。

またあわせまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

それでは、私の方から一般会計補正予算第20号をご説明申し上げたいと思います。議案書でございますけれども、3ページをお開き願いたいと思います。予算構成表は、3ページから7ページとなっております。

それで、今回もまた補正の内容によって区分けしてございますので、それぞれの区分によって、区分ごとによって説明させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の減額と財源更正について、ご説明申し上げます。3ページでございます。

まず、減額補正についてですが、事業が完了したものや今後執行残が見込まれるものについて、減額補正をしております。いずれも、臨時交付金ですから、国庫支出金を同額減額しているものでございます。

また、財源更正でございますが、一番右の欄、備考欄に財源更正と書いてある事業でございますけれども、減額補正に伴い臨時交付金の充当残が生ずることとなりますことから、満額を交付金に充当していなかった事業に、追加で交付金を充当することとしているもので、住宅リフォームプレミアム商品券の地方債を減額している以外は、すべて一般財源を減額するものでございます。

臨時交付金の減額と財源更正の合計では、事業費で1,263万7千円の減額となり、内訳としては、地方債が200万、一般財源が1,063万7千円の減額となるものでございます。

次に、一般事業の減額補正と財源更正でございます。構成表は4ページからそれから5ページ、6ページの2行目までとなっております。こちらにつきましても、事業が完了したものや今後執行残が見込まれるものについて、減額補正をしております。

また、道の補助金などは、そういった補助金が確定したことなどから、減額更正等々している内容となっております。減額と財源更正の合計でございますが、6ページの3行目に計の欄がございます。事業費で1億2,381万5千円の減額となり、それで財源内訳のとおり各財源も減額となっているものでございます。

これ以降が通常の事業の増額補正でございます。まず、総務管理事務（地域振興派遣負担金）でございます。道からの派遣職員の手当などにつきましては、受け入れ先が負担することとなっていることから、手当に係る負担金を補正するものでございまして、補正額は36万9千円、全額一般財源でございます。

次に、行政情報化電子自治体推進でございます。マイナンバーカードを所有している方の転出入に係る手続きのワンストップ化のための電算システムの改修でございます。補正額は262万9千円で、全額国からの補助金でございます。

次に、減債基金積立（臨時財政対策債償還基金費）でございます。国の税収が当初の見込みよりも増える見込みであることから、本年度に限り普通交付税が追加交

付されました。その一部につきましては、本年度に借り入れる臨時財政対策債の翌年度以降の償還費に充当するため、減債基金に積立をすると、そういうふうにされておりますことから、補正をお願いするものでございます。補正額は3,817万9千円で、全額一般財源でございます。

次に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立でございます。本年1月のヒダホールディング株式会社様からのご寄付を北の江の島構想で活用していくため、基金に積立をするものでございます。補正額は1千万円で全額その他財源でございます。

次に、交通路線維持費補助でございます。資料は、1ページをお開き願いたいと思います。生活交通路線につきましては、昨年度に引き続き北海道が新型コロナウイルスの影響で収入減となった運行経費の一部を支援することとなり、その交付決定がなされたため八雲熊石線の関係町の負担金が確定したものでございます。生活交通路線の補助につきましては、例年12月定例会に補正をお願いしているところでございますが、道の支援額の確定に伴い、昨年12月で可決した補正した予算を超過することとなったことから、増額をお願いするものでございます。補正額は83万1千、全額一般財源でございます。

次に、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立でございます。資料は2ページをご覧願いたいと思います。信金中央金庫の創立70周年記念事業といたしまして、創設されたふるさと納税の仕組みを活用して、地方創生事業を支援するSCBふるさと応援団に応募したところ、寄付が決定し1千万円を受領いたしました。その寄付金は令和4年度から6年度の3か年で実施を予定している豊かな前浜づくりプロジェクトに充当する予定としておりますことから、昨年第4回定例会で造成されました基金に積立をするものでございます。補正額は1,001万円、1千万がその他特定財源で、1万円が一般財源でございます。

次に、江差山テレビ中継局受信アンテナ放射器改修でございます。資料は3ページをご覧願いたいと思います。保守点検をしたところ中央増幅器カバーに亀裂変形が認められ、落下の恐れがあるとの報告があり、落下した場合テレビが受診できなくなるなどの支障が出ることから改修を行うものでございます。補正額は223万3千円、全額一般財源でございます。

次に、江差新栄テレビ中継局設備改修でございます。資料4ページをお開き願いたいと思います。こちらの方も保守点検の結果、アンテナ基部の亀裂などが認められ、同様にテレビの受信に影響が生じる恐れがあることから、補修工事を行うものでございまして、補正額は875万6千円、全額一般財源でございます。

次に、江差南が丘デジタル無線共聴施設パンザマスト改修でございます。こちらの方は資料5ページをご覧願いたいと思います。パンザマストと呼ばれる鋼材でできた鉄塔の腐食が進んでいるとの保守点検での指摘がございましたので、倒壊しテレビ受信ができなくなることを防ぐため、建て替えをするものでございまして、補正額は572万円、全額一般財源でございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。低所得者や生活保護受給者などの介護保険のサービス利用につきまして、社会福祉法人などが利用者の負担を軽減する場合に、その法人に助成するもので、社会福祉法人恵愛会に補助をするものでございます。補正額は528万8千円、財源といたしましては道費が396万6千円、残132万2千円が一般財源でございます。

次に、障害福祉サービス等給付でございます。障がいの重度化により4名が共同生活援助の利用から施設入所に変更となったことに伴う給付費の増で、補正額は1,450万円、財源といたしましては、国庫が725万円で、道費が362万5千円、一般財源が362万5千円となっているものでございます。

次に、保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業でございます。保育士や幼稚園教諭は少子高齢化への対応の他、新型コロナウイルス感染症の対応においても最前線とも言える場で、職場で働く方々で、それらの方々の賃上げに取り組むため、令和4年2月から収入を3%引き上げて頂くことを目的に交付するものでございまして、認定こども園江差幼稚園に間接補助をするものでございます。補正額は25万3千円、全額国からの補助金でございます。

次に、檜山地域人材開発センター正面外壁補修でございます。資料6ページをご覧いただきたいと思っております。昭和59年に移転改築して以来、経年による劣化が進み鉄筋錆による爆裂やコンクリートのクラックなどが生じており、外壁の落下による利用者や車両への被害も懸念されることから補修を行うものでございます。また、サッシ窓の開閉ができない箇所もあることから、併せて改修するものでございまして、補正額は1,611万5千円、全額一般財源でございます。

次に、江差町農地流動化促進補助でございます。この事業は農地の集約化や流動化を促進するため、町内の農振地域内で農地の買い主・売り主に対して、補助金を交付するものでございますけれども、当初見込みよりも補助金が多くなることが確定したことから、不足分についても補正をお願いするものでございます。補正額は130万8千円、財源は地方債の過不足額130万円を充当し、残り8千円が一般財源でございます。

次に、かもめ島上ステージ外壁補修でございます。資料7ページをご覧いただきたいと思っております。こちらの資料の写真のとおり、コンクリートのクラックなどが原因と思われるコンクリート片の落下がございました。落下した部分以外にもクラックや鉄筋錆による爆裂している箇所が何か所か見受けられるため、安全を確保するため補修工事を行うものでございます。補正額は844万7千円、全額一般財源でございます。

次に、直轄港湾整備（国第一次補正分）でございます。資料は8ページをご覧いただきます。5か年加速化対策といたしまして、北埠頭岸壁の改良を令和7年度までに予定しているもので、国の予算補正に伴い町の負担金も補正をお願いするもので、補正額は5,900万円、全額起債を充当するものでございます。

次に、文化会館非常用発電機バッテリー交換でございます。資料は9ページとな

ります。非常用発電機のバッテリーの触媒線の有効期限が本年4月となっているため、交換をするものでございまして、補正額は118万5千円、全額一般財源でございます。

増額の補正額といたしましては、事業費全体で1億8,482万3千円、減額補正財源更正も含めた合計といたしましては、一番下段の4,837万1千円となるものでございます。内訳には記載のとおりとして省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、11ページ、議案書の11ページの方をお開き願います。第2表繰越明許費の補正でございます。いずれも今年度末までに事業を終えることができないことから、翌年度に繰越しをするものでございます。大半が今回補正をした事業となりますが、特に説明する事項といたしまして、真ん中当たりの住民税非課税世帯等に対する臨時交付金給付金は、申請受付期限が非課税世帯は4月26日、家計急変世帯が9月30日であることから繰越しをするもので、子育て世帯等臨時特別支援金、支援事業の先行給付追加給付は年度末に出産を予定している方がおり、年度末に終わらない、給付が終わらないことから繰越しをするものでございます。それから下から6行目、労働費のところでございますが、檜山地域人材開発センター高圧受変電設備改修、1つ飛んで町営住宅浴槽等設置、また1つ飛んで松の岱公園街灯改修でございますが、新型コロナウイルスの影響等々により、部品等の調達に時間を要することとなっているため、繰越しをするものでございます。繰越しをする額は記載のとおりとさせていただきます。

続きまして、12ページ、13ページをご覧願いたいと思います。第3表債務負担行為の補正でございます。4月1日、あるいは新年度に直ちに事業を実施する必要があり、新年度に予算の執行が可能となる4月1日以前に契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございまして、事業及び期間、限度額は記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、14ページ、15ページでございます。第4表の地方債補正でございます。追加1件とあと変更でございますけれども、いずれも先程の補正予算構成表で説明した事業に係る記載の追加、又は変更でございまして、限度額、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりということで、割愛させていただきます。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第20号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、療養給付に係る負担金、事業執行に伴う保健事業費の減額等所要の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,078万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,600万円とするものでございます。

また、併せまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決

頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書41ページの補正予算構成表でご説明いたします。事業名は、療養諸費、高額療養費でございます。一般被保険者療養給付費及び高額療養費の支出が減少したことに伴う減額補正で、金額は療養諸費6千万円、高額療養費800万円で、いずれも財源は全額道支出金でございます。

次に、保健事業費でございます。人間ドック他、各種健診等の委託料及び公用車リース分の使用料が予算額より減少したことに伴う減額補正でございます。

金額は297万8千円で、全額一般財源でございます。

続きまして、償還金及び還付加算金でございます。国保基盤安定負担金実績報告の修正申請に伴い、国費道費において返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。返還金の内訳は、国庫返還金13万1千円、道費返還金6万6千円で、補正額は19万7千円です。財源は全額前年度繰越金でございます。

議案書45ページをお開き下さい。債務負担行為補正についてご説明いたします。表2に記載してある3事業は、4月1日から継続する事業でございます。支出限度額は記載のとおりでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)につ

いて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第3号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第3号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、広域連合への負担金に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ292万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,209万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

議案書55ページの補正予算構成表でご説明いたします。3年度特別調整交付金を歳入する款、国庫支出金がないことから、款を新設し財源更正をいたします。更正後の金額は、2万8千円でございます。

次に、減額補正でございますが、事業名は後期高齢者医療広域連合納付金でございます。令和2年度事務費負担金精算減額分を令和3年度へ調整したことに伴う減額が53万8千円、令和3年度保険基盤安定負担金交付額の確定に伴う現行予算

超過分の減額が241万3千円で、合計295万1千円の減額でございます。構成表の計をご覧ください。補正額は292万3千円の減額で、内訳は国庫支出金が2万8千円の増、その他特定財源が295万1千円の減で、財源は一般会計繰入金でございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います、  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。  
議案第3号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。  
よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第4号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第4号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う3つの事業費の減額補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,075万4千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,933万5千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ11億9,458万7千円となるものでございます。

また併せまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

議案書の67ページの予算構成表でご説明させていただきます。今回、本特別会計保険事業勘定のうち、地域支援事業の3事業について減額補正をするものです。

まず、介護予防生活支援サービス費が668万3千円の減、これは総合事業対象者の訪問サービスやデイサービスの費用となっております。

次に介護予防ケアマネジメント費が240万円の減、こちらは総合事業対象者と要支援認定者の介護予防サービスの計画策定業務の委託費用となっております。両事業ともに当初見込んでおりました事業を下回ったことによる、不用額を減額補正するものでございます。

次に、一般介護予防事業で、167万1千円の減、これは人件費で採用者の資格が当初予算段階よりも低い単価への変更に伴う不用額となっております。

以上3事業の総額は、1,075万4千円となり、財源となる国庫支出金などの公費及び保険料についてもそれぞれ減額となります。併せて一般会計から介護保険会計の繰り出し金についても減額となっております。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。議案書71ページ、債務負担行為補正をご覧下さい。記載のとおり、令和4年度からの介護保険電算システム保守に係る費用の債務負担行為で59万4千円の限度額を補正するものです。

以上説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う4つの事業費の減額補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億430万8千円とするものでございます。

また併せまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明を申し上げます。

予算議案の83頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明申し上げます。一般管理費でございます。こちらにつきましては、職員の給料や下水道会計の法適用化などに係る経費でございます。当初見込みの数量の減や入札執行残による補正でございます。補正額は192万円、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、管渠管理費でございます。こちらにつきましては、マンホール点検調査など各種委託事業の入札執行残による減額補正でございます。補正額は47万円、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、下水道管理センター管理費でございます。こちらにつきましても中央監視装置他更新委託などの事業実施精査や入札執行残に伴います減額補正でございます。補正額は931万円、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、公共下水道施設でございます。こちらにつきましても、公共樹設置実施設計委託の入札執行残に伴います減額補正でございます。補正額は30万円となるものでございます。

続きまして、86ページをお開き下さい。第2表繰越明許費補正でございます。こちらにつきましては、下水道事業団との協定により令和3年度、4年度の2か年で実施しております下水道管理センター汚泥脱水機更新工事でございます。今年度、下水道事業団において執行いたしました入札が一度不調となり、契約時期がずれ込んだことに伴いまして、年度内に完成する予定となっていた電気工事ができなくなりましたことから、令和4年度に繰越しするものでございます。補正額は2,100万となるものでございます。

次に、87ページの第3表債務負担補正でございます。新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積もり合わせ及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務につきましては記載のとおりでございます。期間につきましては、いずれも令和3年度から4年度で、限度額につきましても記載の額となるものでございます。

次に、88ページ第4表地方債補正でございます。先程、補正の説明でもありましたとおり、事業費の減額に伴い地方債の額が変更となるものについて、地方債補

正をお願いするものでございます。限度額以外の項目については、変更ございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上が、補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。  
議案第5号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。  
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、令和3年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第6号、令和3年度江差町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和3年度中に契約行為が必要な令和4年度の事業に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。議案書の100ページをお開き下さい。第1表債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものでございまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積り合わせ及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務につきましては記載のとおりでございます。期間につきましては、いずれも令和3年度から4年度、限度額につきましても、それぞれ記載の額でございます。

以上が補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。  
議案第6号、令和3年度江差町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第23号、江差町営レストラン管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」(提案理由)

議案第23号、江差町営レストラン管理条例を廃止する条例についてでございます。

令和4年3月31日をもちまして、江差町営レストランの運営を廃止することから、江差町営レストラン管理条例を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」(補足説明)

補足説明させていただきます。

議案書117ページ、定例会資料37ページになります。先の議会全員協議会で説明させていただきましたので、完結に説明させていただきます。

観光スタイルの変化等により、観光客の入り込みが大幅に減少し、町営レストランの経営は大変厳しい状況が続いていることや、この3月末をもって5年間の指定管理期間が満了となるタイミングであることを踏まえ、次年度以降の町営レストランの在り方について内部で協議を重ねた結果、今年度末をもって町営レストランの運営を廃止する方針を決定したことに伴い、江差町営レストラン管理条例を廃止するものでございます。

なお、町営レストラン営業廃止後の施設の利活用策につきましては、既に施設状況や備品等の確認作業に入っておりまして、早急に内部で協議を進め、方針案が固まり次第、議会にも説明と協議をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありません。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望……。誰だ。小野寺議員。

「小野寺議員」

全員協議会でも質した部分については、なるべく省略したいと思います。いずれにしてもこれは町民にとっても大きな政策転換というか、実態の転換といいますか、それも正直言いまして等々突に行われたという点について、改めて確認したいことがあります。経過についてはわかりましたし、全員協議会で質しました。問題は、とは言いながらも4月以降どれだけしっかりとした討議もし、協議もし、また議会にも諮って頂くと。町民の皆さんにも、とにもかくにもどの程度しっかりとした方向を示せるか。それで細かいのはこれからというのはわかりました。

でも現時点で確認したいのは、これは町長になるのかも知れませんが、どれぐらいの期間でこういう仕組みを作って、これぐらいの期日で一定の方向を出して、町民の皆さんにも示して、こういう利活用を図るということを考えているのか。現時点で。1年なのか2年なのか半年なのか。これは本当に町民の皆さんに明らかになった場合は、ええーっと、どうなるのと。どうされるのと。いうことも出てくると思います。改めてこの場で確認したいと思います。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

小野寺議員からその活用策の方針を示す時期も含めてのご質問がございました。我々としたしましても、あそこの建物の位置がですね、この町にとって大変重要な位置であるということを十分認識してございまして、そう何年もかけてですね、議論をしていくというふうには思っていないです。

ただ令和4年度の何月までに方針を出すということを現時点ではちょっとお示しできない状況でございます。というのも大型レストランを目的にした建物でございまして、大変広い、面積が広いというのもあります。そこをですね、一般の方々が活用していきとなりますと事業者も含めてですね、活用していきとなると、あの大きさを単独で使うのがいいのか、間仕切りをしていった方がいいのか、あるいは現在、行政財産でございまして、そういった事業者や一般町民の方が使う場合は、普通財産へ切り替えてやった方が使い勝手がいいのかと、そういった諸々を検討しながら可能な限り早急な方針を皆様の方にご提示させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

誰だ、室井議員が。

室井議員。

「室井議員」

はい。今、課長の答弁でですね、早急にということで分かりました。

要はですね、江差町の方々に対しては、色んなこういう理由で今休館していますということは、説明できることは広報とか色んなものを使ってですね、対応できますよね。

要は問題はですね、追分会館に来る方、山車会館に来る方、また江差町にですね個人的にも、例えば来る方、観光に来る方、その方々がですね、何も町営レストランにこういうことですね、今現在検討して今再開目指しておりますとか、そういうものがなかったらですね、あそこ廃墟だと皆思っちゃうよ。そういうこともね、急いでね、内容は別ですよ。内容は。どういうふうに運営していくかというのは、それは商売ですからね、しっかり検討する必要があると思いますけども、早目にね、なるべく早めにですよ、あそこにこういうこと今現在休館していますと、でも早急にね再開を目指しておりますというようなね、そういう表示をきちっとする必要があると思うのですが、課長如何ですか。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

今、議員おっしゃたようにあそこを利用する方々にもですね、今、早急に活用策を検討している状況だということが見た目でも分かるようなお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

いいですね。

はい。次、飯田議員。

「飯田議員」

議長。

先の議員協議会でも、全員協議会でも説明頂きましたので、この条例廃止にはですね、基本的には賛成いたします。

ただ現状は、3月一杯は現在のレストラン条例が生きている訳ですから、その条例

の中身からいくと営業時間、休日は定められておりますね。ただ町長が認めた場合についてはその限りではない。という条項がある訳ですから、現状長い間こう閉めているレストラン、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業なのが、それ以外の理由なのか、きちんとやっぱり当然、条例に対する町長が認めた訳ですから。文書なりにきちんとそういうような手続きがなされているにかどうか。確認させて下さい。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

今、現時点の休業の部分ですが、事業者さんの方からも新型コロナの関係で来客が全然ほとんどない状況がございまして、その、まん防期間のですね休業の申込みがありまして、庁内で議論して、そこを許可したという経緯がございまして、

以上でございます。

(議長)

はい。いいですか。

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略し直ちに採決したと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第23号、江差町営レストラン管理条例の廃止する条例について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第23号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第25号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第25号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

令和3年6月15日に議決した本協定について、事業費を変更する必要が生じ、予定価格が5千万円以上の工事に係る請負契約の締結であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、委託の対象 江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事、工事場所 江差町字砂川411番地6他、委託期間 令和3年度から令和4年度、委託の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団 代表者理事長 森岡 泰裕（もりおか やすひろ）、事業費総額については1億8,600万円に変更はございませんが、令和3年度事業費2,600万円のうち2,100万円を翌年度へ繰り越して使用できるようにするものでございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありません。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第25号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託

に関する協定の一部を変更する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第26号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第26号、工事請負契約の締結についてでございます。

令和3年7月30日に契約をいたしました令和3年度町道砂川4号通り道路改良工事について、設計変更により事業費が5千万円以上となることから、議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、令和3年度町道砂川4号通り道路改良工事 工事場所、檜山郡江差町字砂川地内他。契約の方法、指名競争。契約の相手方、檜山郡江差町字東山625番地、株式会社道南土木 代表取締役佐藤康弘、契約の金額、変更前4,543万円、変更後5,684万8千円となるものでございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第26号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、町長からの令和4年度町政執行方針の表明について、また、教育長から令和4年度教育行政執行方針の表明について、それぞれ発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

(議長)

まず、町長の発言を許可いたします。

町長。

「町長」(執行方針)

令和4年第1回江差町議会定例会の開会にあたり、町政執行につきまして所信を申し上げます。

私が町民の負託を受け町政の舵取りを担わせていただけてから、間もなく8年が経過しようとしています。

この間、自治体政策の在り方は、高齢化社会や人口減少、激甚化する自然災害への備え等といった地域にとって身近で住民の皆様へ寄り添った課題解決を打ち出す必要性がより強まってきている一方で、デジタルトランスフォーメーションやSociety5.0といった高度デジタル社会への対応、カーボンニュートラルに代表されるSDGsの考えに基づいた環境政策といった国レベル、あるいは地球規模で人類共通の課題にも、自治体がこれまで以上に率先して取り組むべき時代が到来しました。加えて、何よりこの2年間、町民の皆様とともに正面から向き合い対策を講じてきたのは、新型コロナウイルスの脅威です。人々の命や健康を脅かし、地域経済を危機に直目させる、まさに地域社会の構造を根底から揺るがす事態が続いており、江差町としては、住民が極力不安を排除できる施策を引き続き最優先に取り組んでまいります。

なお、本年度は、町長改選期にあたり、当初予算を、いわゆる骨格予算とすべきところですが、第6次江差町総合計画で掲げた方針に基づき、切れ目なく展開が必要な事業、さらには、圏域や近隣の自治体と連携して取り組む事業等についても提

案させて頂くこととしました。

令和4年度、新たな日常のなかで、誰もが幸せと豊かさを感じ、安心して暮らすことができるよう、次の6つの柱で江差のまちづくりに取り組んでまいります。

#### 1、町の直面する課題対策として

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。日常生活における制約が長引き不安が続く現状において、行政ができる支援策をしっかりと展開してまいります。ワクチン接種に関しては、接種を希望する全町民が可能な限り早期に接種できるよう医療機関等との連携を図り接種体制を構築しているところです。

また、町民が感染の不安を感じた際に独自で簡易検査を行う医療用抗原検査キットを購入する場合や、介護施設及び高齢者施設における新規入所者、施設従事者が実施するPCR検査費用を支援する事業を継続してまいります。一方、こういう時代だからこそ町民の皆様へ正確でスピーディーな情報提供が必要です。この間、LINEアプリを活用した情報提供を行い、登録者が2,200名を超えました。個別の臨時チラシも含め、不安の解消と感染予防対策に有効な情報発信に努めてまいります。コロナ禍により、2年連続で中止を余儀なくされたかもめ島まつり、姥神大神宮渡御祭、江差追分全国大会の江差三大祭りについては、関係団体とも十分協議を重ね、感染対策を講じたうえで3年ぶりの開催ができるよう可能な支援を注いでまいりますとともに、これに限らずどうしたら安全に人の集まるイベントを実施できるのかの検討を重ね、ウィズコロナ時代のイベント開催方策を模索してまいります。感染症に関してはまだ収束が見えません。住民や事業者、医療介護福祉機関からの声を拾い上げるとともに、国や道をはじめ各関係機関との連携を密にし、感染予防と経済対策に関して、今と未来を見据えながら遅滞なく、時宜を得た対策を行ってまいります。

続いて、進行中の2つの事業に関する方針についてです。議員の皆様はもとより多くの町民の皆様と積み上げてきた2期8年の町政運営において、まちの確かな未来を切り拓く中心施策として、北の江の島構想と、旧江光ビル跡地活用があります。基本構想の最終仕上げ段階にある北の江の島拠点施設は、四季を通じて子どもたちが安全に安心して遊べる室内遊興施設を主要な機能として据え、町内外の子育て世代が日常的に集い交流し、憩う場、親子連れにとって、道南エリア満足度ナンバーワンの道の駅を目標とした基本計画を策定してまいります。長年の課題でありました旧江光ビル跡地においては、町民を中心に幅広い年代層が訪れることによって、新たなつながりや交流が生まれ、多様なコミュニティ活動に発展すると共に、町民の日常生活を支え、まちの賑わいを創出するコミュニティプラザえさしの整備に向けて、現在策定を進めている基本計画及び基本設計を基礎に、実施計画の策定につなげてまいります。

なお、同施設整備構想の当初策定段階においては、住民の運動機会を提供する機能も想定しておりましたが、最終的には町民の皆様との意見交換結果を踏まえ、構想の見直しをしたうえでまるやま施設内のトレーニングコーナーの機能充実を図り、住民の皆様が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、全世界で取り組みが急がれる地球温暖化対策についてです。脱炭素社会を目指し北海道が進めている2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向け、当町としての地域再生可能エネルギー導入目標を定めるとともに、今後のまちづくりに活用する可能性の追求に向けて、調査検討に着手してまいります。

#### 2、産業基盤の維持強化のまちづくり

## <未来への礎をつくる町政の推進>

人口減少と高齢化が一層進行するなかにあつて、活力ある地域を築いていくためには、次代を見据えた新たな施策の展開方針を明確にし、戦略的な取り組みが必要です。ここ数年で観光動向やトレンドは大きく変化しており、観光という概念そのものが大きな転換期を迎えています。観光スタイルは、個性、独自性のある地域資源を少人数で自由に楽しむものへと変化しています。こうした新しい観光の時代に対応していくためのキーワードは本物にあると考えます。幸いにも我が町は、日本遺産の構成文化財に代表されるような本物を数多く保有しており、そういったものを核としながらも、マリンスポーツや海洋体験等といった新しい体験プログラムを付加し、調和のとれた新たな魅力づくりを進めていくことで江差ファンの拡大を目指します。そのためにも、一般社団法人北海道江差観光みらい機構をはじめ、町内の各種団体や多様な関係者との協働を図りながら、持続可能な観光地域づくりに取り組みます。

また、40年続いた町営レストランは、時代の変化の中でその役割を果たしたことから3月末を以て営業を廃止することとしました。施設の活用方策に関して、早急に検討してまいります。

続いて、協定を締結している各大学との連携についてです。平成28年度に町は北海道教育大学函館校と教育、文化、学術及び地域振興に関する協力関係を深めながら相互が発展することを目指し、連携協定を交わしこれまで各種事業を展開してきました。町民と大学、行政が協働で、まちづくりカフェを中心に、地域のニーズに合った様々なサービスを創出する仕組みづくりを展開し、江差町の強みでもあります地域力を存分に活かし、江差BASEプラス1を拠点としながら、地域で支える互助体制の構築を進めてまいります。一方、地域活性化に向けた取り組みとして、江差のニシン文化を盛り上げようと、地域の若者と同校学生により企画運営している江差ニシンチャレンジカップは、若者の発想と行動力で町内外へアピールしており、今年度も支援を継続してまいります。

また、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成発展を目的に、昨年度に連携協定を締結した、はこだて未来大学とは、まずは公共交通分野において具体的な交通体系の在り方と最適化を目指すために、同校が知見を有する人口知能を活用した取り組みを行ってまいります。

地域経済の活性化に向けては、農林水産業や商工業をはじめとした産業の戦略的な振興策を切れ目なく展開していくことが重要です。農業分野では、年々減少を続ける販売農家戸数対策として、引き続き、新規就農者や農業後継者の育成確保に向けた取り組みを推進してまいります。

また、昨年度から北海道を事業主体として進めている水堀地区の農業競争力強化農地整備事業並びに水利施設等保全高度化事業の円滑な実施に努めるとともに、農業者の経営基盤を支える各種の仕組みを維持する等、持続可能で生産性の高い農業を目指してまいります。

林業につきましては、江差町森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用し、森林管理制度の適切な推進に努めるほか、木育事業として、出生時における記念品をプレゼントする等地場産材の活用について、その取り組みを加速してまいります。

また、間伐や保育事業、野そ駆除事業等を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理、森林機能の維持保全に努めるとともに、有害鳥獣対策につきましては、狩

猟免許の取得更新費用、猟銃所持に係る経費を補助する等実施隊員の確保に努めてまいります。

水産業につきましては、日本海地域における漁業生産の急激な減少、他地域と比べ低い栽培漁業の割合、漁業者の減少高齢化といった現状を踏まえ、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが重要な課題となっていることから、引き続き、エゾバフンウニやナマコの種苗放流事業等を実施し、磯根資源の維持増大に向けた取り組みの強化を図ってまいります。

また、信金中央金庫が創立70周年記念事業として実施する地域創生推進スキームSCBふるさと応援団寄附金を活用し、サケマス類の海面養殖等に取り組む豊かな前浜づくりプロジェクト事業を本年度から江差港内で展開してまいります。さらに、昨年度から始まったアワビ養殖漁業モデル推進事業は、ふるさと納税や店頭販売等様々な販路の拡大に向けて、その取り組みを充実してまいります。

当町の経済の落ち込みは顕著であり、アフターコロナに至っていないなかであって、地域の商いが成り立つ仕組みづくりが喫緊の課題です。このため、昨年度に引き続き、持続可能な商店街づくり事業を実施するとともに、商店の町から生活を支える町へ、をコンセプトに掲げ各種の事業を展開してまいります。

さらに、経営発達支援計画や昨年度認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、中小企業者等の経営基盤の安定化に資する江差商工会等の関係機関と連携を図りながら、国の各種支援策を活用した設備投資、商品開発、創業支援等を促進し、地域経済の活性化に努めてまいります。

不幸ゼロのまちの実現。不幸ゼロのまち、すなわち全ての町民が苦しいときに寄り添えることはもちろんのこと、地域全体で支えあえる社会の構築に向けた行政運営を進めてまいります。令和4年度から始まる第5期江差町地域福祉計画の策定を通じて実施した町民アンケートの困りごとの声に対し、一つでも多くの課題が解決できるように、地域福祉を支える関係団体等と町民が一丸となり助け愛支え愛を未来へつなげ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

児童福祉障害福祉に関しましては現在展開しています第2期江差町子ども子育て支援事業計画他3つの計画について、計画期間の中間年を迎えることから、計画の適正な管理を行うとともに、地域住民や福祉関係者等と連携し、子どもの未来応援事業等継続的な各種事業を推進してまいります。

また、老朽化が著しい北部地域の保育園再編は安全な場所へ統合移転すること、引き続き検討を進めてまいります。町立移管への要望のあった水堀学童保育所については、必要となる支援員の人材確保に向け取り組んでまいります。高齢者福祉につきましては、団塊の世代が75歳に到達する令和7年に向けて策定した高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念実現に向け、江差町の特性を反映した江差らしい地域包括ケアシステムを作り上げていきます。

続いて地域医療です。圏域全体で、南檜山全体の持続可能な医療体制の構築に努めるとともに、民間医療機関に対する地域医療連携システム運営補助、道南ドクターヘリ及び脳血管疾患救急搬送の救急医療確保に対する支援を継続します。母子保健につきましては、不妊治療費助成について本年4月1日から治療の一部保険適用により道の助成事業が廃止になることから、自己負担分の助成と治療にかかる交通費について助成をし、妊娠を望む夫婦の経済的負担軽減を図ってまいります。医療と福祉関連を中心として、連携協定を締結しているサツドラホールディングス株式会社との事業展開についてです。新型コロナワクチン接種にあたり、薬剤師の派遣

を長期にわたって実施していただいておりますし、あるいはリモート環境を活用しながら遠隔で専門職の人材により江差町民へ指導事業を展開して頂く等、地域住民の生活の質を高める連携をはじめ、江差EZOCAカード導入による地域還元金を財源とした江差町地域づくりポイント事業によって、健康診断受診者にポイントを付与する等、町民の健康づくりに向けた取り組みを柱に、今後も官民協働の公共サービス提供を進めてまいります。

#### <安全安心の地域づくり>

町民が安全で安心して暮らせるには、災害に強いまちづくりに万全を期していかなければなりません。防災対策につきましては、昨年度更新した江差町防災ハザードマップについて、住民の皆さんが自分たちごととして、利活用していただけるように複数町内会単位で各種訓練を実施してまいります。

また、地域防災計画の全面見直しを行い、体系的に必要な個別計画を作成してまいりますとともに、防災備蓄品の整備を進め、災害への対応を強化してまいります。交通安全につきましては、被害者も加害者も出さない町を目指し各種関係団体と連携しながら交通安全運動の普及啓発に努め、安全で住みよいまちづくりを目指します。消費生活対策につきましては、新型コロナに便乗したトラブルや悪質商法等の詐欺被害の未然防止に向けた取り組みを行ってまいります。

また、北部地域に新たに小型家電品回収場所を指定し、ごみの減量と資源リサイクルを推進してまいります。消防救急対策につきましては、火災や救急救命活動への的確な対応と新型コロナウイルス感染症に配慮した消防総合庁舎施設の整備充実を図ってまいります。

続いて、地域で生活する上で課題となっている公共交通についてです。第6次江差町総合計画策定時のアンケート調査結果からも、公共交通の不便さの指摘が多く重点改善分野として位置づけられています。2月にサツドラと連携しながら実証実験を行ったMa a S（マース）の検証も参考としながら、地域住民にとって高い利便性と町財政負担を考慮した効率的で持続可能な交通体系の確立を目指し地域公共交通計画の策定に取り組んでまいります。

#### 地域未来を担う人づくり

昨年度、町は、未来を担う子どもたちを健やかでたくましく育むための方針として江差町教育大綱を策定しました。子どもたちの誰ひとり取り残さない教育行政を推進するとのことです。大綱の着実な実践に向け、教育委員会と連携しながら、教育、文化及びスポーツに関する総合的な施策についての協議調整を進めてまいります。

学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底と学びの保障を両立させるために意を尽くしてまいります。本年8月には米飯提供が可能となる新たな学校給食センターが供用開始されますことから、これまで以上に安全安心なおいしい給食の提供を促進しますとともに米飯給食開始に伴う値上げ分については全額助成します。また、現状の給食センターの解体工事にも着手してまいります。

次に、社会教育の推進につきましては、江差町運動公園及び江差町文化会館の維持管理に向け、文化会館屋上防水改修等、施設の機能性を確保してまいります。スポーツ振興では、町内スポーツ少年団への活動支援を行うため、引き続き、うみ街信金ボールパークのラバーフェンスへの広告を募り、その収入の一部を充当してまいります。

昨年度、コロナ禍による外出自粛で過ごす在宅時間を豊かなものとするため、図書館検索システムを導入しました。来館することなくインターネット上での蔵書検索や貸出予約が可能となりますことから、更なる利便性の向上と読書環境の充実を図ってまいります。

文化財につきましては、水中考古学の貴重な文化資源である開陽丸遺跡の保存活用に向け、海底状況の調査を行い、今後の対策を検討してまいります。

なお、休館となっております北海道有形民俗文化財横山家につきましては、関係者と課題解決に向けた協議を進めてまいります。

#### 5、地域を支える社会基盤の整備

道路や河川、上下水道等の社会資本については住民生活の基盤となる重要なインフラです。適切な維持管理に努め、長寿命化に取り組むとともに、関係機関との情報共有と役割分担をしながら安全で安心なメンテナンスサイクルの構築に努めてまいります。

町道の改良工事は、いずれも昨年度からの継続となりますが五厘沢山崎線については用地の取得を進め、一部工事に着手します。公共下水道の管渠整備と併せて実施しております円山団地3号通りは、上水道管の布設替えも同時に実施し、効率的な事業推進を図ります。

橋梁につきましては、引き続き第3椴川橋の架換工事を行う一方、橋梁長寿命化修繕計画に基づく5年に一度の法定点検を実施します。

都市計画につきましては、町に潤いを与えることを目的とした花のまちづくりを推進するため、関係団体と連携しながら講習会の開催等を実施してまいります。

上水道事業につきましては、昨年度から進めている老朽管の更新工事を、公共下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、江差上ノ国下水道管理センターの汚泥脱水機等の更新工事を実施します。

港湾につきましては、港湾利用者と協議を行いながら維持保全に努め、引き続き、国の江差港本港地区国内物流ターミナル整備事業と江差港予防保全事業を実施します。

町営住宅につきましては、中歌町団地の長寿命化改修工事を予定していることから、本年度は劣化度調査を実施します。また、円山第3団地の建て替えとして新陣屋団地を整備しましたことから、円山第3団地の用途廃止と除却に着手することとし、本年度は6棟26戸のうち3棟14戸対象とします。

町の公共施設等の計画的な管理を行うため平成28年度に策定した江差町公共施設等総合管理計画については、計画期間の中間地点に差しかかったことから、計画の改訂をいたします。

#### 6、期待と信頼の組織づくり

長引くコロナ禍において、本来業務に併せコロナ対応業務の増大による職員への負担が心配されることはありませんが、町民の命と健康、そして生活を守るため、使命感と責任感を持ち、持てる力を存分に発揮しスピード感を持って課題を解決する組織づくりに取り組んでまいります。

財政運営についてです。昨年度、令和4年度から5年間の収支の見通しと財政運営のための方針をまとめた中期財政運営方針を策定いたしました。収支見通しでは毎年度財源不足となることが見込まれ、5か年で総額4億6千万円の財源不足が見込まれる見通しとなっています。そのため財政基盤の強化策に取り組んで収支改善を図り、実質公債費比率も少なくとも15%台をキープしていくことを方針として

掲げました。財政基盤の強化策については財政基盤強化に向けた取り組みとしてとりまとめ、事務事業や補助金の見直し、ふるさと納税2億円を目指すことなどの対策を本年度から取り組んでいくこととしており、収支改善や基金依存度の低い健全で持続可能な財政運営の構築に努めてまいります。

また、予測困難な社会経済状況の中で、なおかつ財政基盤強化に取り組みながらも、将来への希望が持てるまちづくりを同時に行う使命があることから、旧江光ビル跡地の活用や北の江の島拠点整備といった市街地活性化策も前に進めていかなければなりません。このような背景を踏まえたうえで、最終的には財政調整基金から1億円を繰り入れて予算編成を行ったところです。

ふるさと納税と企業版ふるさと納税の増額対策につきましては、只今述べました財政基盤強化に向けた取り組みの中の主要な財源確保対策として掲げています。ふるさと納税は、町だけでなく地域で返礼品を製造する事業者の所得向上にもつながることから、町民の皆様の取り組みに対して相談窓口やまちづくり推進交付金等によるサポート体制を強化し、寄附金の増額につなげてまいります。

また、企業の皆様が寄附を通じて、市町村が行う地方創生の取り組みを支援して頂く企業版ふるさと納税についても対策を強化してまいります。一件でも多くのご寄附につながるよう私たちが先頭に立ち、江差町のまちづくり方針を多くの企業に訴えてまいります。

むすびに。

未だ、新型コロナウイルス感染症の収束は見えてきません。社会や経済、住民生活に大きく影響を与え続けています。そういう中でも、コロナ禍の時代だからこそ、進んだ分野も様々にあります。江差町では、サツドラとの連携による地域ポイントカードの導入や、かもめ島のマリンスポーツ等がその一例です。いま、逆風を追い風に変える発想が求められています。令和4年度は、2期目の任期最後の年度となりますが、引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様、企業団体の皆様等の協力を頂きながら、役場職員一丸となり、いかなる困難にも屈することなく、果敢に挑戦し続ける姿勢で町政運営にあたっていくことをお誓い申し上げ、令和4年度の執行方針とさせていただきます。

(議長)

以上で、町長の町政執行方針の表明を終わります。

次に、教育長の発言を許可いたします。

教育長。

「教育長」(教育行政執行方針)

令和4年度、江差町教育行政方針。

令和4年第1回江差町議会定例会に開催にあたり、江差町教育行政の執行に関する方針と主要な政策について申し上げ、江差町議会議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

初めに、昨年も新型コロナウイルス感染症対策が国や道、そして江差町の最優先課題でした。町ぐるみの感染対策の徹底により、昨年末までは学校の教育活動は、引き続き様々な制限を伴いましたが、一昨年度の状況よりは前進が見られました。社会教育においては、図書館きのうは維持できましたが、各種事業につきましては、感染対策の観点から、一部では残念ながら、実施できませんでした。

また、今年1月からの感染拡大は学校現場にとっては脅威となり、教育活動の推進に影響を及ぼしていますが、今後も学校との連携を密にし、学びの継続の保障や最善の教育に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の克服の他にも、人口減少と少子高齢化およびグローバル化や高度情報化の進展により、社会の激しい変化は依然として続いています。更には、貧困経済格差問題も憂慮すべき状況にあるなど、解決すべき重要課題が山積していますが、これらの解決についての見通しが依然として不透明な状況であります。このようなことが地域社会や家庭環境に影響を及ぼすことが懸念されております。昨年、第6次江差町総合計画を受け、目指すまちの姿の実現に向けて、その理念を踏まえつつ、江差町における教育課題の解決と新しい時代に求められる地域づくり、人づくりを目指し、江差町教育大綱及び江差町教育推進計画を策定いたしました。

変化の激しい予測が困難な時代を生き抜くには、将来へ夢や希望を持ち主体的に変化に対応し、自ら考え判断していくたくましさや賢さが求められます。その延長線上に地域社会の発展を支える気概を持った江差人の姿があり、その育成の基盤となる教育の重要性を改めて認識しております。

そして、これからの将来を担う子ども達に学ぶ意欲を育て、確かな学力と豊かな心を育成し、体力、運動能力の向上を図るとともに、安心安全を確保する教育の充実、発展に一層努めてまいります。

さて、新学習指導要領が小学校においては、一昨年4月より、中学校においては、昨年4月より、全面実施となります。社会に開かれた教育課程の理念の下、育成すべき資質能力を明らかにし、それを社会と共有し、学校と保護者、地域、行政それが教育のそれぞれが教育の主体となり、連携協働して育んでいく事が大事です。更に昨年1月、中央教育審議会より令和の日本型学校教育が答申され、全ての子ども達の可能性を引き出す個別最適な学びと、共同的な学びの実現が求められています。これらの理念を的確に捉え、全教職員の協働によるカリキュラムマネジメントの確立と主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を積極的に進め、教育活動の質の向上に取り組んで参ります。

子ども達は家庭、学校、地域の宝であり、家庭の愛情で育てられ、学校の学習や生活を通して磨かれ、地域で鍛えられ光輝くという基本的な考え方に立ち、江差の特色を生かした教育活動を推進して参ります。

江差町の教育を推進する大きなテーマは、ふるさと江差に心の向く教育であります。江差町の学校、家庭、地域、行政が連携協働し、江差町総がかりで江差町の宝である子供達に生きる力を育んでいくことで、子ども一人ひとりに生きていく自信や希望、思いやり等が培われます。そして、そのような環境の中で育つ子ども達には、自分の郷土を愛する心や未来を切り開く態度が形成され、その延長線上に、ふるさと江差に心が向く姿があると押さえ、生涯学習の礎となる知を育む教育の推進に一層意を尽くして参ります。

また、先人が築き上げた町の歴史や文化を次世代の担い手である子ども達にしっかりと引き継いでいくことが私の責務であると考え、学者融合のもとでふるさと江差発見学習を通じて、江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ教育の推進に意を尽くしてまいります。

それでは、学校教育の推進に当たって主な項目について申し上げます。

## 1、学校教育の推進について

まず、幼児教育についてであります。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な認識がますます高まっています。幼稚園や保育園においては、幼児期の終わりまでに育て欲しい姿に迫るよう、幼児教育において育みたい資質能力を明確にした教育活動を促します。

また、幼保小の合同研修やスタートカリキュラムの充実により、教員間の連携を一層密にし、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を進めて参ります。

小中学校教育についてであります。

各学校においては、子どもたちが主体的に判断し、行動し、課題解決できる生きる力をしっかりと身につけられることを目指してまいります。子どもたちが高い志や夢を持ち、これからの時代をたくましく生き抜いていくためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成が必要です。そのため、学校、家庭、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、これまで以上に相互の連携や協力を図りながら、諸課題の解決に向けた取組を進めて参ります。

また、新学習指導要領のねらいの一つである、子ども達に育成すべき資質、能力を明らかにし、それを各校の経営方針に明確に位置づけ、全ての教育活動を通して、育成すべき資質、能力が育まれるよう計画し、短期間での検証と改善を進めます。

基本的には、子どもたちにとっては通いたい学校、保護者地域にとっては、通わせたい学校、教職員にとっては勤務したい学校であるとともに、地域とともにある学校を目指してまいります。

確かな学力の育成は、極めて重要な課題であり、学校の氏名の筆頭です。指導方法の工夫改善や評価方法の検討、教員の指導力向上のための取組を継続的に実施してまいります。

教員一人ひとりが日々自分の授業を振り返り、今日よりも明日がもっと良い授業と問い続け、工夫することを基本とし、実効性のある授業研究を各校で進めます。学校で行う授業は、各教科等の目標達成のための指導に必要な公的な自問と捉えます。一単位の授業時間が小学校は45分、中学校は50分であり、この時間で授業が完結すること。また、授業の時間が児童生徒一人ひとりにとって、有効な学びとなるよう工夫することを、町内全教員が強く意識して実践することとしています。江差北小中学校が進める小中一貫教育及び江差中学校区3校が進める、小中連携教育トライアングルサポートの推進に継続して取り組み、義務教育9年間を見通した効果的な学びと中1ギャップ問題の解消に努めてまいります。

国のギガスクール構想のもと、昨年3月までに児童生徒1人に、端末1台や楽手支援ソフトの導入、及びネットワークの大容量高速化の整備がされました。授業の中でどのようにICT機器を活用するかが課題でしたが、町内の全ての学校が計画的組織的に取り組んだ結果、日常的にICT機器を効果的に活用した授業が行われております。今後も、ICT機器の多様な活用方法にチャレンジして、より充実し

た学習を目指してまいります。

また、引き続き江差町学力向上対策会議を通して、各校の取組の成果や課題を共有し、町としての総合的な学力向上対策の質の向上を図ります。加えて、道立教育研究所の事業、教委連携研修講座を引き続き行い、町内全教職員が教育の今日的課題の把握と最新の指導方法等の習得を図ります。

確かな学力を身に付けることで、子ども一人ひとりの進路の選択肢が広がります。そのために、家庭における学習習慣や生活習慣と関わりが大変深いことから、家庭への啓発と連携を強めてまいります。

豊かな心の育成についてであります。

価値観の多様化や複雑化してきた現代社会においては、規範意識や思いやりの心を培うための道徳教育の果たす役割がますます重要となることから、子ども達の豊かな人間性や社会性などを育む道徳教育の充実に努めてまいります。

また、心の栄養といわれる読書については、学校図書 of 充実と家庭における家読（うちどく）の奨励、加えて江差町子どもの読書活動推進計画の推進により、読書環境のなお一層の充実に努めてまいります。

健やかな身体の育成についてです。

全国体力運動能力運動習慣等調査結果の活用を図るとともに、各学校の各校一実践の取組を支援してまいります。早寝早起き朝ごはん運動の推進及びデジタルメディア使用時間の縮小化を通し、子ども達の望ましい生活リズムの育成に取り組みます。

また、新給食センターの完成により、米飯給食が提供されます。栄養バランスの一層の充実に努めるとともに、栄養教諭を中心とした食育の推進にも引き続き努めて参ります。また、小学校3校で行っているむし歯予防対策フッ化物洗口の取組を継続してまいります。

生徒指導についてです。

いじめや不登校の未然防止と早期発見、早期対応に努めてまいります。いじめに関しては、いじめ防止基本方針に則り学校における指導体制の強化を図って参ります。とりわけ、いじめを絶対に許さない風土づくり、子供のサインを的確にキャッチできる感度の高い見守り、迅速な報告、連絡、相談と素早い組織対応の徹底を図ってまいります。

また、不登校を生まないための取組みを進めます。中1ギャップ問題の解消や小中連携の取組には北海道医療大学との連携を図るなど、その充実に努めてまいります。

学校、子ども達、保護者からの教育問題や生活等に関する悩みなどの解決には、学校、保護者、スクールカウンセラー等の連携に努める他、福祉や健康等の関係機関と協議するケース会議を開催するなど、事案への対応については迅速かつ積極的に推進してまいります。

特別支援教育についてです。

通常学級において特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあります。子ども達の個々のニーズに適切に対応するために、引き続き各学校に特別支援教育支援員を配置し、その充実に努めてまいります。なお、幼児期より支援を必要とする子供が増加傾向にあることから、早期からの教育支援に努め、江差町特別支援教育連絡会議や江差町教育支援専門委員会の開催と、幼保小中町の保健師及び関係専門機関との日常的な連携強化を図ってまいります。

特色ある教育活動についてです。

江差北中学校区の江差北小学校、江差北中学校につきましては、これまで取り組んできた小中一貫教育の更なる継続と充実に努めるため学校管理規則を改正し、平成31年4月より小中一貫型小学校中学校としてスタートしました。今後も、本制度を効果的に活用し、義務教育9年間を見通した切れ目のない効果的な学びを推進します。また、コミュニティスクールのメリットを生かし、学校運営協議会制度の充実と発展を目指してまいります。

江差中学校区につきましては、更なる小中連携を強化してまいります。また、令和元年10月より江差中学校区3校、それぞれコミュニティスクールが導入されました。今後とも地域とともにある学校づくりの充実に努めてまいります。

ふるさと教育の推進につきましては、その中心的な取組であるふるさと江差発見学習を社会教育との融合事業として、一層の充実に努めてまいります。また、引き続き外国語指導助手を配置し、外国語並びに国際理解教育の充実に努めてまいります。

防災教育についてです。

東日本大震災や近年顕在化している大雨災害からの得られた教訓を防災教育に生かすとともに、実践的な防災の在り方を学ぶ1日防災学校も引き続き取り組み、災害から命を守ることや災害時の適切な行動について学ぶ教育の充実に努め、防災への備えを育ててまいります。

登下校の安全対策です。

これまでも各中学校区の健全育成会、PTA等の連携や協力により安全の確保に努めてきたところですが、今後もこれらの活動を側面的に支援していくほか、地域や学校の実情に応じた安全体制の一層の強化に努めてまいります。

環境情報教育についてです。

環境教育については、江差の恵まれた自然を授業に取り入れるなど、環境を生かした学習に取り組めます。

また、持続可能な社会の構築の視点からの学習の工夫を促します。

情報教育については、情報化社会に対応できる人材の育成を目指し、情報活用能力の育成や情報機器を活用する上でのモラルマナーの指導の徹底を図ります。また、プログラミング教育の適切な実施に向け、引き続き教員の研修の充実に努めてまいります。

2、学校の組織力の強化と教職員の質の向上についてです。

児童生徒及び保護者の地域の期待に応えるためには、学校は目指す子供の姿を具現化することが重要です。そのために校長には、教育のプロとして教師集団を育成することが求められています。

また、信頼される学校であるための学校経営が求められていると同時に、外部の声に耳を傾け、適切に課題を捉え解決できる能力が求められます。教育委員会としましても、校長の経営手腕の発揮に関する支援に努めてまいります。教職員の資質向上についても、学習指導や生徒指導における小中学校間の情報交流を自分の実践に生かすことや、授業研究の促進を図るため授業公開を積極的に奨励する他、道立教育研究所の事業による特別講座の継続と学習規律や生活規律の確立と定着を図る各学校の取組を支援してまいります。

### 3、学校教育における働き方改革の推進についてです。

日本の教員の長時間にわたる過重な勤務実態が、教育現場での大きな問題となっております。教員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や質の教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動ができるようになることが、学校における働き方改革の目的です。

これまでの教員の在校時間を客観的に計測するシステムにより、退勤時間が早まり時間外勤務が減少する傾向が見られます。この他、月2回以上の定時退勤日、年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間、長期休業中の学校閉庁日の設定や、留守番電話対応、メールによる連絡対応、部活動指導に関わる負担軽減等により、学校における働き方改革を進めてまいります。

### 4、教育環境の整備についてです。

教育委員会では、教育委員会の権限機能の充実が求められることから、今年度も指導主事を配置し、学校現場への支援体制を整えますとともに、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備に努めてまいります。なお、学校給食センターの移転改築工事につきましては、本体工事、厨房機器の設置、外構工事、既存施設の撤去に着手してまいります。

次に、社会教育の推進にあたって主な項目について申し上げます。

#### 1、社会教育体制の充実についてです。

最初に社会教育体制の充実について申し上げます。社会教育の推進に向けて社会教育委員を初め、地域や関係機関との連携に努めてまいります。新たに小学習推進員を配置し、町民の学習機会の拡大に向けて、体制を強化いたします。また、町内小中学校に設置されましたコミュニティスクールの更なる充実に努め、学校、家庭、地域が一体となって、地域とともにある学校づくりを目標に支援をしてまいります。

#### 2、社会教育の推進についてです。

次に、社会教育の推進についてです。町民1人ひとりが生涯にわたって学ぶ環境として、青少年、家庭、成人教育など、各世代における学習機会を提供してまいります。青少年の健全育成をはかるためには、学校、家庭、地域、それぞれが持つ教

育力を生かしながら取り組む必要があります。江差町青少年健全育成会議を活動の中核として、地域や家庭教育サポート企業と連携した子どもの見守り活動や、みんなで育てる江差っ子運動を更に展開し、子供達の安全で安心な町づくりの意識の醸成に努めてまいります。

家庭教育の充実につきましては、家庭教育後援会の開催やPTA活動等、各学校やPTA連合会と密接な連携をし、家庭教育における支援を図ってまいります。

成人教育につきましては、1人でも多くの町民が参加しやすい講座を設けるとともに、関係機関や町内各種団体と連携を図りながら推進してまいります。

3、図書館活動の推進についてです。

次に、図書館活動の推進についてです。

乳幼児から高齢者まで全ての町民が生涯にわたり本に親しみ、豊かな心を育む読書環境の充実を目指します。ボランティア団体の連携したブックスタート事業や読み聞かせ会等の活動を通じ、成長に合わせた本選びや読書への関心づけを行います。

また、週2回、午後7時までの開館時間の延長につきましても継続するほか、新たに導入された図書館システムにより、4月からは時間や場所を選ばずに蔵書検索や貸し出し予約も可能となることから、図書館の更なる利用促進に向けた取り組みや、広報活動等を積極的に展開してまいります。

4、生涯スポーツについてです。

地域の特性を活かしたスポーツ振興、町民のライフスタイルに合わせたスポーツに親しむ環境づくりを目指してまいります。

パークゴルフ愛好者は近年増加しております。町内3カ所で町民が自主的に開設しているパークゴルフ場への管理運営に対する支援を今後も継続してまいります。

また、夏休みスイミングスクールや冬休みスキーレッスンは、新型コロナウイルスの感染症対策を徹底し、子ども達のスポーツ環境の充実のため引き続き実施をしてまいります。

江差町運動公園関連では、引き続き球場のラバーフェンスへの広告募集を行い、スポーツ少年団活動への助成を行ってまいります。また、各種スポーツ大会等の有誘致を進めてまいります。

5、文化財の保存活用についてです。

平成28年度に策定した江差町歴史文化基本構想の掲げた歴史が暮らしに溶け込み生活のリズムを刻む町という目指す姿に向かって、町民専門家行政が参加する組織、エエ町江差宝箱会議の充実を図り、歴史的文化的資源がしっかり保存活用できる環境を作ってまいります。

考古学専門の学芸員が配置されましたことから、開陽丸遺跡の海底調査を行い、現状の確認や今後の対策について、検討を進めてまいります。

当主の逝去により、休館となっております、北海道有形民俗文化財江差姥神町横山家につきましては、建物の保存活用について早期に解決できるように引き続き取

り組んでまいります。

また、町内の無形民俗文化財である郷土芸能は、次世代への継承を確かなものとするため各保存会の意見を取り入れながら後継者育成を支援してまいります。

6、博物館活動の推進についてです。

貯蔵資料の保管整理や収集を進め、江差町歴史文化基本構想に基づく展示資料の更新充実に努めてまいります。

また、全小中学校で江差追分の学習を初め、地域の人材と素材を学校教育に取り入れたふるさと江差発見学習など、地域の子ども達を育てる学習支援、環境づくりを大切にするとともに、世代間の交流や子どもの居場所づくり事業についても、推進してまいります。

7、文化振興の推進についてです。

町民に文化振興のため活発に活動している江差町文化協会主催の江差町、江差町民文化祭や加盟団体によるみちくさ事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等をしておりますが、感染予防対策に十分留意をしながら、各団体の活動の更なる充実に向けた支援を今後も行なってまいります。

また、文化振興の中心施設である江差町文化会館の利活用促進するため、町民も気軽に親しむ施設の利用を目指した事業展開の充実に努めてまいります。

以上、令和4年度の江差町教育行政執行に当たっての基本方針を申し上げます。

江差町教育委員会は、町長が主催する総合教育会議に積極的に参画し、教育大綱や江差町教育推進計画を基に全ての児童生徒の学力の向上を図りながら、江差町が誇る豊かな自然や優れた伝統文化が根付く環境の中でしっかりと生きる力を育むために、真摯に教育行政を執行してまいります。

また、教育行政全般にわたる点検評価と外部評価委員による評価を通じ、行政の透明化と説明責任を果たしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員各位の各別なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(議長)

以上で、教育長の教育行政執行方針の表明を終わります。

(議長)

午後1時まで、休憩いたします。

休憩 12 : 02

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、6人の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

(議長)

まず、室井議員の発言を許可いたします。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

では、よろしくお願いいたします。

最初にですね、都市計画区域内の用途地域の見直しについて、提案を含めて質問させていただきます。

都市計画法では、用途地域について指定のない区域を含めて14種類に分類され、江差町では現在9種類の用途地域を指定しております。

都市計画区域指定は、昭和25年に建設省告示として行政区域全域の約5千ヘクタールからスタートし、昭和30年の泊村との合併を経て、昭和48年には中心市街地の約250ヘクタールに用途地域の網をかけ、建築物が無計画、無秩序に建築されない制限を行ってきております。

昭和48年当時の江差町の総人口は約14,500人で、現在の約2倍でございます。

その後、平成19年6月の江差町告示第30号に至るまで、多少の変更を余儀なくされているが、社会、経済の大きな変遷と、今日の江差町の実態からみて、果たしてこの用途地域が、整合性が図られているのか、大きな疑問を感じております。

結論を先に申し上げますと、検証には多少の時間を要するが、非現実的用途地域制限により、まちづくりの方向性に支障を生じる恐れがあると認識するので、用途地域の見直しについて検討するべきと考えますが、その認識について伺いたいと思っています。

第2点。北の江の島構想の中核拠点とされる地区が、準工業地域用途に指定されております。

準工業地域全体の約44ヘクタールの内、江の島構想と具体的に関連する用地は、私の計算では約10から15パーセント程度と考えます。

その用地が果たして準工業地域でなければならない必然性は無いと考えますが、その認識について伺います。

第3点。商業地域約10ヘクタールと近隣商業地域約11ヘクタールが、用途地域指定から約50年、半世紀を経過しています。

当時と50年後の今日の江差町の実態を比較すると、整合性の確保に極めて大きな疑問を抱いています。

私の考え方に対する所見を求めたいと思います。

商業地域に指定されている橋本町、本町、新地町、茂尻町の一部を通過する道道沿いのみではなく、一般住宅が点在するその背後地を含めて面的な指定となっております。

商業地域は、準防火地域指定とセットとなって指定されており、建築基準法第2条の取り扱いが大きな課題となっていると認識しますが、その考えについて所見を求めたいと思います。

立地適正化計画コンパクトシティー構想の推進、町づくり、市街地形成の多様性などの観点から、用途地域の見直しも含め、十分検討するべきと考えますので、建設水道課所管のハード面、そしてまちづくり推進課所管のソフト面を合わせた、町長の所見を求めるものであります。

合わせて、都市計画審議会での早期検討と専門的知見を有する委員の補充、見直し等を含め、早期に着手するべきと考えますので、所見を求めます。

以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員からの都市計画区域内の用途地域見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

用途地域指定につきましては、昭和48年3月に指定がなされ、議員ご案内のとおりおよそ50年が経過いたしました。

この間、昭和49年の南が丘団地造成や昭和55年の道々江差停車場線の拡幅に伴います沿線商店街の近代化事業、さらには平成6年の都市計画法の改正による用途地域の変更など、5回の見直し、変更を行ってきたところでございます。

さて、1点目の用途地域の見直しの検討についてでございますが、一昨年度、都市計画マスタープランと立地適正化計画が策定され、この計画により、今後のまちづくりの方向性が示されたところであり、我々といいたしましても見直しの検討は、するべきものと認識しているところでございます。

用途地域の見直しの検討にあたりましては、まちの現状を十分把握するとともに将来の見通しなども踏まえた上で、課題等の整理が必要なものと考えてございます

ことから、今後は関係機関とも十分協議をしながら見直しの手続き手順や手法なども含め確認してまいります。

2点目の北の江の島構想の中核拠点が準工業地域となっていることにつきましては、北の江の島構想の計画の推進を妨げるのではないものと考えてございますが、当該地区の今後の整備状況や町全体からの当該地区の位置付けなどを見据えながら用途地域の見直し、変更等の必要性について、役場内での横断的な議論も行ってまいります。

次に3点目の商業地域と近隣商業地域についてでございます。

議員ご案内のとおり、用途地域の指定から約50年が経過する現在と当時の商店街の状況、あるいは店舗数などは大きく様変わりをしてございます。

当時の資料からは今後も店舗数が増加し、商店街も拡大していくという見通しの中での指定であり、背後地も含めた広範囲での指定となっているものでございます。

また、議員ご指摘のとおり、商業地域と近隣商業地域の指定区域につきましては、必然的に準防火地域の指定がなされるものでございます。

準防火地域の建築物につきましては、議員ご存じのとおり耐火建築物とするため、不燃材料を使用することや防火設備を設けることなどの規制がされてしまいますことから、指定範囲については慎重にするべきものであり、現状とそぐわないところもあるものと推察しているところでございます。

このことから、商業地域や近隣商業地域の指定範囲については、見直しの対象となるものと捉えているところでございます。

いずれにいたしましても、用途地域指定は、まちづくりのベースとなるものであると認識しているところであり、見直しにあたりましては、実態との隔たりの視点からだけでなく、立地適正化計画によるコンパクトシティー構想やその他の各種計画との整合性はもとより、今後、まちづくりとして取り組むソフト、ハードなどの大局的な観点も持ちながら進めなければならないものと考えています。

議員ご案内のとおり、見直しにつきましては時間を要するものと考えていますが、まずは所管課での諸課題等の整理を行った上で、役場庁舎内での議論を深めてまいりますのでご理解願えればと思います。

また、併せまして都市計画審議委員の専門的知見を有する委員の補充、見直しにつきましても、今後の中で協議・検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

はい、いいですか。

室井議員。

「室井議員」

町長ですね、すごく良い答弁なんです。これ多分ですね、専門的知識だから建設水道課長かな、苦勞して作った答弁だと思いますけども、私はですね、課長よく覚えておいてね、今、こういうことがですね、まちづくりのベースなんですよ。

皆さんは良く分からないけど、今商業地域、近隣地域に、近隣商業地域に指定されると建物を建てると2割位完全にアップになりますよ。サッシが全然違うから、階数、段も違うからね。

要するに家を建てられなくなる。そういうことも発生します。

だから、十分ですね、江差町のために、実態はどうなっているのか、一生懸命現場見て、勉強してもらいたいと思いますよ。

それで副町長に簡潔に答弁してもらいたいんですけど。実はですね、去年、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、私のところに、こういう都市計画区域の整備開発及び保全の方針という、こういう素晴らしい資料があります。これ皆さんにまわっていると思います。

ここにもはっきり書いていますね。用途地域見直しなさい、書いていますね。

それとコンパクトシティー、もう町は小さくしていく、どこにメインを持っていくんだと、その一つが江差町のかもめ島周辺のあの辺なんですよ。

だから私は、整合性は合っていると思いますよ。

だから、頑張ってもらいたいというのが一つと、もう一つ、いいですか。

すごい良い意見、これ、まちづくり推進課だね。令和2年10月31日で、13日付けで江差推進により意見を求められた、第6次江差町総合計画実施計画について意見を求めていますね。課長分かりますね。

その委員の中でですね、すごい提案書を出していますよ。建設的な手直し、これ用途地域、特別地域見直しなさい。もう人口が減っている。町が、どこが商業地域って言ったらいいのか分からない。そういう風になっていると。

やっぱり仕事しやすい、コンパクトシティー作りなさいと、そういう方法が出ていますけど、副町長ね、これ担当課だけにね、するんじゃなくて、建設水道課含め、まちづくり推進課含めて、関係課とですね、あなたがちゃんと采配を振ってですね、やりましょと、役場庁舎内で勉強しましょという、あなたの心構え一つだと思っております。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

簡潔に申し上げます。

町長答弁で、見直しをしますということで答弁を申し上げました。

議員からご指摘があったように、一つだけこの場、議場でございますので。

J R江差線も廃線になりました。それから道立病院も動きました。江差高校も動

きました。で、当時の正しく商業地域が拡大するであろう、いろんなそういった中での現在の都市計画区域になってございますので、町長答弁したとおり、横断的に正しく全体の部分含めてですね、色々見直したい。

加えて、この後関連する江の島構想も含めた中でですね、ただ、時間を要する課題でありますけども、進めます。そういう覚悟でやりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

いいですね。

室井議員の一般質問を終わります。

2問目ですか。

2問目、室井議員、2問目どうぞ。

「室井議員」

早く終わりますので、議長、ちゃんとしなきゃだめですよ。

では、2問目いきます。

江の島構想、町長ね、課題はある。でもね、やれるところはやってきた。で、もう少しだ、両輪に乗せるの。両輪に乗せるまで苦労が多い。それをね、ちゃんとね、やってもらわなきゃならない。

何が課題なのか、私はその一つが2問目で、江の島構想の推進と財政健全化判断比率に関係してくるのかなと、この5年間で4億8千万ですか、今一般財源から取り崩していくと、その努力はね、やっぱりあると思うんだ。

でも、財政課長ね、縮小するだけでは駄目だよ。やっぱりやれるところは、金は注いでいく、将来の江差のためにつぎ込むというね、そういう決断がなかったら、なんでも削る削る、そういう発想は捨てて下さい。

先のですね、全員協議会での説明、質疑の中で議論がありましたが、江差町の財政の硬直化は、今日始まったことではありません。

財政健全化団体、再生団体への転落防止のため、一時期、町民から厳しい批判、評価を浴びながらも、江差町を持続させるため、多くの努力を歴代町長はやってきました。

結果的には町民に大きな財政負担をかけることは、将来不安を払拭させ、足跡を残しております。

照井町長は、町政執行方針の中で述べたとおり、今月、今年改選期があります。挑戦するかどうかは、それは町長が判断であると思いますが、町長は北の江の島構想、高らかに宣言された経緯から、その事業全体内容と実績は、いずれにしても厳しく評価されると思います。

北の江の島構想は、一つの施設を建替え、改修、機能増加するのみではなく、かもめ島周辺全体構想の中での位置付けと、有機的連携事業が大きく求められている

と考えます。

江差町の財政課題と北の江の島構想の推進実現は表裏一体であり、補助、交付金が2分の1程度の事業では、全体構想を描くには相当厳しいと認識するものであります。

北海道の江差町、そして、かもめ島は日本に例の少ない自然、歴史遺産が多く存在していると認識しております。

経済成長期、歴史性を伴わない多くの大型施設が建設され、やがて消えゆく姿も私達はみております。

国道から、かもめ島を含む全域を特別区域になるように、皆さんが検討して頑張っていて、整備可能な事業が展開できるような全体構想を早期に作成し、国へ強く強く働きかけるべきだと思います。

町長、町長、私も一生懸命できることは、立場上、応援しますよ。国にも堂々と江差町はこういうことを考えているんだと、堂々と胸を張ってですね、国に要請できるような、そういうことを早くやってもらいたいと思いますので、思いを込めて所見を求めたいと思います。以上。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の2問目、北の江の島構想の推進と財政健全化判断比率についてのご質問にお答え申し上げます。

1点目の当町の財政状況に対するご指摘でございますが、平成20年度決算で実質公債費比率が早期健全化基準を上回ったため策定した財政健全化計画では、その要因として、本町は、檜山広域行政圏の中心都市で政治、経済機能などあらゆる分野の拠点であり、多くの歴史文化遺産が存在することから観光のまちへの政策の転換や近代化等の都市改造が必要とされる時期と重なっていたこともあり、インフラの整備が促進されるなど大型公共施設等の整備を進めたことや、渇水対策として水道資源開発事業を進めたことなど多層的なものと分析しています。

このように、議員おっしゃるとおり突然始まったものではなく、歴史的背景や檜山の当町における政治的経済的な位置、時代の要請などにより、以前から硬直化は進行してきたものと考えております。

そして、議員のみなさまや町民のみなさまのご理解やご協力のもと、行政、議会、町民が一丸となって財政健全化に取り組んだ結果、実質公債費比率も下がり、基金も増加し、今に至っているものと認識しているところでございます。

続いて2点目以降の北の江の島拠点施設整備構想に関してでございます。

当該地域を中心とした資源の優位性と、それらを国へアピールした財源対策のあり方に関してご質問を頂きました。

構想策定段階で実施した道南圏の方々対象のアンケート調査によりますと、かもめ島は江差の観光の中心であり、また、いにしえ街道は来てくださった方々にとって満足度が高い場所という調査結果となっています。

先ほど議員は、国内を見渡すと、歴史性の伴わない誘客施設の衰退についても触れられておりました。

令和4年度町政執行方針において考えを示した通り、日本遺産の構成文化財に代表されるような個性的で独自性豊かな本物を数多く保有する江差町は、新しい時代の観光において優位であると考えます。

北の江の島構想は、こういった歴史性や新しい資源を融合させ、面的な魅力の向上を図りながら、地域の人にとっては日常的に足を運びたくなる、町外の方についても一人でも多くの方が江差を目指してくださる、そういう場所となるよう整備を進めてまいります。

また、このような施設や空間の整備にあたっては、財源への不安に関して特区などを活用しながら国の厚い支援による事業展開をすべきとのご質問でございました。

まず、今回の拠点施設整備に関しては、令和6年度着工を目指すにあたって、現時点で地方創生拠点整備交付金の申請を検討している一方で、面的な魅力を生かした人の流れを作るための施策を展開するために、多様な切り口での財源対策を追求してまいります。

いずれにいたしましても、今後、国や道と協議していく場面が多くなることが想定されますので、是非とも議会の立場からもご協力頂きますことをお願い申し上げます。

(議長)

はい、室井議員いいですか。

「室井議員」

はい、いいですよ。

(議長)

はい、以上で室井議員の一般質問を終わります。

議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

はい、議長。

私からは、照井町長の3選出馬についてをお伺いいたします。

3月も中旬となり、7月の町長選挙まで残された任期は4か月ほどになりました。これまで掲げてきた多方面にわたる目標や事業に対しての成果は、概ね認められていると思います。

でも、ここ2年間は、コロナ対策という大きな荷を背負い、思うような事業展開が出来ぬまま、消化不良の状態だったと思いますが、そんな中でも、事業推進しながら十分な成果を上げ、指示されているのは素晴らしいことと評価いたします。

でもまだまだ本番はこれから。

厳しい現実が待ち受けています。

乗り掛かった舟とでも申しましょうか、まだ道半ばの大きな事業が残っています。

町長公約の目玉である北の江の島構想を始め、江光ビル跡地活用事業、公共交通MaaSの導入とか、財政基盤強化等、課題が山積しております。

これらの課題に取り組んで頂くためにも、今こそ町長選3選出馬への意思を表明すべきと考えます。

多くの町民の願いでもありますことから、あらためて町長の考えや思いをお聞かせ下さい。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員から町長選出馬の意思についてのご質問を頂きました。

私は平成26年に初当選をし、平成30年には再選をさせて頂きました。

この7年半の間、町民の声に真摯に耳を傾け、その声を町政に反映させるため、信頼する役場職員と力を合わせ、町政運営を担ってきたつもりであります。

2期目の中では、北の江の島構想や旧江光ビル跡地等による地域の活性化策。不幸ゼロの町の実現。民間企業や大学と連携した少子高齢化対策等、全力を注いで参りました。

ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症対応が中心でした。

感染拡大防止対策はもちろんのこと、適切な情報発信に努めるとともに、迅速で大胆な事業者支援になるよう心掛け、逆風を追い風に変えるべく、かもめ島のマリンプリング事業や旧花月の解体、光ファイバー網の整備、コロナ対応の高規格救急車の導入等、進めました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見えていません。

感染拡大防止対策、進めながら、国や北海道の支援では行き届かない感染防止対策。

町内経済の停滞をさせないための支援策を継続していかなければなりません。

そしてなによりも、北の江の島構想を核とした地域の活性化策、農業、漁業、商業の侵攻、そして不幸ゼロの町の更なる前進。

こうした私が成し遂げたい町政の取り組みは、道半ばであります。

そのため、私は今年夏に行われる予定の江差町長選挙に3期目を目指して立候補し、町民の皆様からの審判を受け、次の4年間も町民のために汗を流していきたいと考えています。

町長室の私の机の上には、7年半前の町長就任当時に私自身が書いた紙。なんのために町長になったのか、忘れてはいけない3つの信条、これを常に置いてあります。

一つ目は、弱者、少数者に優しい政治。30年後を見据えた政治。そして三つめは、対話を大切にする政治。この3つの信条を次の4年間、常に忘れることなく、江差町民のため、江差町の未来のために、私の身を粉にしても、この町のために尽くして参りたいと考えている所存であります。

(議長)

いいですか小梅議員。

「小梅議員」

はい。

(議長)

はい。以上で。

2問目か、2問目あるのか。

小梅議員。

「小梅議員」

ただ今町長より3選出馬の意向を聞き、安心いたしました。

これで町民から聞かれても明確に答えることができます。

町長には残された任期中の取りあえずの4か月、町政の現実の課題解決に取り組みに向け頑張ってくださいとお伝えしまして質問を終わります。

次に2問目行きますよ。

2問目。ドローンの活用について伺います。

ドローンは無人で遠隔操作や自動制御によって飛行でき、観光や災害救助、建設、産業、輸送など、広い範囲で活用されております。

道の方針では、冬季の低温や降雪下でドローンを安全に飛ばす実証実験に着手するとのこと。想定する地域でのドローンの活用法は、過疎集落への荷物の配送、大規模な災害時、上空から被災地を撮影し確認。野生動物の追い払い。山奥での森林調査等が挙げられております。

それと農業でのドローン活用相談では、ワンストップ窓口を設けて対応をするなど、ドローン事業の展開を後押しする意向が感じられました。

そんな中で、この度、町から示された財政基盤強化に向けた取り組みでは、ドロー

ン活用推進事業が休止とあり、研修も当面休止となっております。

空の産業革命といわれるほど、目覚ましい活躍で注目を集めており、今後ますます活用が期待される事業だと思うのですが、休止の理由をお聞かせ下さい。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員からの2問目、ドローン活用に関しまして、休止の理由のほか5点のご質問がございました。それについてご答弁を申し上げます。

まず、休止の理由を、とのことですが、ドローン活用自体を休止するというのではなく、事務事業等見直し一覧にありますとおり、操縦の研修を当面休止することをございまして、ドローンを導入した平成29年度以降、操縦研修を令和2年度まで実施してきておりましたが、令和3年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で講師を招聘することができないなど、実施が困難となったことや、受講者が延べ14人に達し、操縦できる職員が一定程度確保できていることなどの理由から、大きな金額ではありませんが、研修に係る費用を圧縮するため、操縦研修を当面の間休止するものとしたものでございます。

次に、現在保有している台数とその管理についてですが、保有しているのは1機であり、財政課財政係が管理をしております。

操縦講習の受講者の人数でございますが、町職員のほか、みらい機構や開陽丸の職員も含めて17人で、そのうち町職員は14人となっております。

次に、講習終了後に自力での訓練を行っているのかというご質問でございますが、建物などとの距離が30メートル未満の区域などを飛行させる場合は、地方航空局の承認が必要であり、その承認を得るための適合基準の一つに10時間以上の飛行経歴を有することという項目があります。

建物などとの距離が30メートル未満で飛行させることも想定されるため、講習を受講した職員は全員10時間以上の自主的な飛行訓練を実施しているところであります。

また、これまで活用した分野と頻度についてですが、施設管理で27回、観光分野で20回、農林水産分野で7回で、延べ54回の飛行実績となっております。

最後に、ドローンの所管課が財政課であることについてですが、複数の課における横断的な活用が想定されることや、予算編成の過程において、特に建物の高い所の老朽化度合いの確認などに有効であると考えられることに鑑み、財政課財政係が所管するものとしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

その受講された方には免許証みたいな、資格みたいなものは与えられるんでしょうか。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

特段、免許証みたいなそういったものの交付はなくて、飛行訓練を何時間しましたよという届け出を出して承認されると、それだけですので、なにかこう来るとかということはございませんので、はい。よろしくお願いします。

(議長)

はい、小梅議員。

「小梅議員」

それからもう一つお聞きします。

よろしいですか。

今年の冬は本当に雪が大変でございました。

自分のことでちょっと恐縮でございますけど、我が家は無落雪の屋根の構造になっています。それで落雪の心配は全然ないんですが、あんなに降り積もった雪が屋根の上でどんな風な状態になっているんだろう。うまく溶けているんだろうか。ものすごく心配でした。もう盛り上がり潰れてしまうんでないかなと思うほど、気になっていました。

2階の窓から見ると、他所の屋根はよく見えるんですけど、自分のとこの屋根は見えません。

そのうちに雪による倒壊事故とかも生じてきている中で、こんな時こそドローンを飛ばしてみればいいんだよなど、ふと思っていました。

このように身近なところでの活用の必要性は感じたんですけども、その辺如何でしょうか。

(議長)

誰答える。

財政課長。

「財政課長」

この冬は本当に大変な大雪でございまして、議員おっしゃるとおり、建物の倒壊だったり落雪に関して、関してというか、落雪の関係の事故だったりというニュースも例年より多く見かけた様な気も、私もしています。

それで、議員の方のそういった活用のご提案なんですけれども、ちょっと私としてもそういった視点というのは持っていなかったの、なるほどなど、そういう風に感心と言いますか、なるほどと思わせて頂きました。

それで、ご提案の活用なんですけれども、雪のこれだけ大量に降ると災害級というか、災害という形というか災害の一つになるというふうに広く捉えまして、雪に限らずに例えば大雨であったり、そういった災害対策ということで広く考えていきたいなと思っております。

で、そういった災害対策というふうな中で、こういった活用ができるかというのを所管財政なんですけれども、財政ばかりではなくて色々な課の方から意見を頂戴して、こういった形で活用していけるのか、そういった意見をもらいながら活用策を考えて運用していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

いいですか。

以上で塚本議員の、小梅議員の一般質問は終わります。

議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

令和4年度第1回定例会において、私の方から4問程の質問事項を事前に提出させて頂いております。

まず第1問から質問をさせて頂きませんが、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務継続計画（BCP）についてであります。

新型コロナウイルス、最近ではオミクロン株が主流なんですけど、檜山管内での感染は一定程度落ち着いている状況にあります。

今後も、3回目のワクチン接種が進むことで発生が抑えられることを期待しております。

このような中であっても、大規模な事業所、特に昨今では、特養施設ですか、そういうところでのクラスターも発生しております。

新たな変異株のBA.2の感染も道内で確認されております。

行政機関としても数人の発生を見ているという事は、情報で伺っておりますが、最悪の場合に備えておく必要があります。

江差町として、新型コロナウイルス感染拡大に備えた、感染症対策と言いますか、

この業務継続計画、BCPですね、これらの策定が聞くところによるとなされていないと伺っているのですが、無いとしたら早急に作る必要もあるし、どのような現況になっているのかお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務継続計画BCPについてのご質問にお答えいたします。

現在町では、災害を対象とした業務継続計画BCPは、江差町地域防災計画に位置付けているところですが、感染症に係る業務継続計画については策定しておりません。

災害BCPが、いかに早く必要な業務を復旧させ継続するのかを目的にしていることに対し、感染症BCPは不要不急の業務から順次停止、縮小していき、感染のピーク時でも優先業務は最低限継続させることが目的となります。

感染症BCPの重要なことは、情報を正確に入手し、その都度、的確に判断をしていくこと、業務継続は、主に人のやりくりの問題と感染防止策が重要です。

現状、自治体には感染症BCPの策定義務はございませんが、町では、役場職員の感染拡大予防の心得を令和2年度に策定し、都度修正を加えているところです。

内容は、職員の感染予防対策、発熱、感染症症状での医療機関の受診、職員が陽性と確認された場合の対応、感染の可能性のある方に指定された場合の対応、ほか6項目にわたり感染防止策や感染者等発生時のマニュアルを規定しております。

実際に、今年1月に職員が感染し、濃厚接触者も発生したことから、消毒作業のため半日庁舎を閉庁いたしました。

業務については、支障が出ないように感染者、自宅待機者と電話、メール等でのやり取りを含め、窓口業務担当者による会議等を開催し、行政機能停滞による事務執行遅延の防止策を暫定的に定め、業務を継続したところでございます。

今後も発生状況に応じて、臨機応変に行政サービスの停滞を招かないよう、全職員でカバーしながら対応してまいりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

ただ今、町長から説明がありましたが、聞いている部分では主に予防対策とその都度の対応に至っているのかなという気がしております。

特に行政機関として、常に最悪の状態を想定した場合の事業計画というのは必要じゃないかなと思います。

これは、作る義務はないわけですが、既に色んな大手の会社等でもこれらの類似したBCP作っているわけです。

江差町においても、クラスターが発生しないとも限らないわけで、大量に発生した場合、どのように業務を継続していくのかというのをしっかり、ある意味では、この感染者が少ない時に一定程度整理して最悪の事態に備えるべきと考えますが如何でしょうか。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

塚本議員の最悪を想定してというご質問でございました。

とりあえず1月に発生した時点で、役場の方では事務停滞がないように事務執行について代決の順序の仕方だとか、あとは休んでいる方との電話、LINEなどでの連絡を取って判断を仰いだりするような形で、しております。

それと、窓口業務の部分については、住民のサービス、これも停滞を招かないようにソーシャルディスタンスの確保だとか、短時間で済ませる。また、最低限必要なサービスの提供に留める。等を定めて対応してまいりました。

庁舎内の感染だとか町民への感染拡大を防ぐことが、予防が第一であります。

で、大量に感染した場合におきましてはですね、その状況によって業務もストップさせなければならないこともあるかと思いますが、いずれにしても今回作った規程をですね、参考にですね、その時々に合わせて最善の方法を取ってまいりたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

塚本議員いいですか。

塚本議員。

「塚本議員」

その時々とありますが、事前な備えは非常に重要ですので今後更に検討を加えて頂きたいと思います。

続いて2問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、2問目。

「塚本議員」

江差町における地域再生エネルギー導入目標についてであります。

今全世界で取り組みが急がれる地球温暖化対策について、北海道が進めている脱炭素社会、ゼロカーボン北海道に向けた取り組みが求められております。

昨今の、ロシアによるウクライナ侵攻による、これ安全保障においても外国からの化石燃料への依存を、できるだけ少なくしていくということについては、非常に重要なことだと私も思っております。

このゼロカーボン北海道、これらに取り組むにあたって再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組むことが有効であり、加えてこの檜山沖洋上風力発電の推進の取り組みも加速させていくことは急務と考えております。

地域再生エネルギー導入に関する現況、そして今後の目標が現時点で捉えているものがあれば伺いしたいと思っております。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの江差町における、地域再生エネルギー導入目標についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、国は2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

具体的な内容は割愛しますが、将来世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から国、自治体、企業、個人あらゆる主体が本気で取り組む必要があります。

そういった中で、国が進める檜山沖洋上風力発電に関しましては、国内での導入を促進するために定められた、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づいて、国が主体として進める事業であり、現在一定の準備段階に進んでいる区域に位置づけられています。

檜山沖計画に関しまして、国としての次のステップは有望な区域の指定となりますが、現時点では、系統の確保、つまり発電した電気を本州へ送電するための整備計画について具体化することが条件となり、現時点では未だそういった動きについて情報を得ていませんのでご理解願います。

次に、この計画に対する町の取り組みをお伝えします。

国が進める本計画への江差町としての姿勢といたしましては、令和2年第3回定例会一般質問でお示ししたとおり、推進の立場を表明させて頂きました。

昨年4月には町主催で住民との意見交換会を開催し、住民の生の声を伺う中で強く感じたのは、住民の皆様へ正確かつ分かりやすい情報の提供の必要性です。

江差町は今年度、国の洋上風力案件形成に向けた導入可能性調査に応募した結果、採択され、国主体の説明会が今月18日に町文化会館で開催していただけることとなり、現在周知を進めているところです。

また、カーボンニュートラルは、現代を生きる私たち一人ひとりが真剣に向き合うべき課題です。

この地域は、クリーンで安全なエネルギーを供給できるポテンシャルを有していると確信しており、不安を抱える住民に対しましては、可能な限りそれらを取り除きながら、一緒の方向を向いていただけるよう、取り組んでまいります。

なお、地域再生可能エネルギー導入に対する現況と今後の目標については、令和4年度で実施予定の江差町再エネマスタープラン検討業務において、2050年を見据えて、どの再エネをどのくらい、どのように導入し有効活用するかについて、目標を定めるための調査、検討を行ってまいります。

また、この地域での温室効果ガス排出量に関する現状把握と将来性を含めて整理をし、地域の自然的、経済的、社会的条件を考慮した再生可能エネルギー導入目標値を設定していく予定ですのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

江差町では既に大型の地上の風力発電、あるいは小型の風力発電が稼働しております。

町長答弁の中で、今後これらの再生エネルギーに対しての検討を加えるというご答弁を頂きましたが、できれば住民参加型の、例えばですが、屋根に太陽光をはるのを支援するとか、色んなやり方があると思うので、それらも含めて地域の再生エネルギーをいかに拡大していくかということについても、しっかり議論を深めて町民の方に協力できるものについては町民にも協力、連携をして頂くというような指針を是非打ち立てて、計画を立てて頂きたいなというふうに思っております。

続いて3問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

水田活用交付金の見直しについてであります。これまで水田を耕作している農業者は国の要請により水田を転作し、米の需給調整に協力し、水稻を他作物に切り替え、水稻に代わる作物の生育環境に応じるための圃場の排水対策等に取り組んできております。

転作田を5年に一度水田に戻さないとこの交付金はないというような指針が出ていますが、一度水田に戻すと、これまでと真逆となり、水田を転作した時の作物の湿害等が容易に予想できます。

水田活用交付金の見直しにより、町内の農業者の間でも不安が広がっております。農水省や農水省の出先である農政事務所の運用面で、現場の課題を提起しつつという部分が、これまでのマスコミ報道の中にも出ていますが、弾力的な運用で留めるよう町としても要請をお願いするとともに、この水田活用交付金見直しに対する対応について、お伺いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの3問目、水田活用の直接支払交付金の見直しに関するご質問にお答えいたします。

はじめに、昨年12月に農林水産省から示された見直しの内容を整理いたしますと大きくふたつに分類されます。

ひとつは、交付対象水田の扱いであり、今後5年間に1度も水張りを行わない農地については、交付金の対象外とすること。

ふたつ目は、多年草作物、牧草の扱いであり、現行の戦略作物助成の単価を引き下げるといった内容であり、議員ご指摘の通り、私自身も水田農業の経営に様々な影響を及ぼす可能性があるものと考えているところでございます。

こうした中、本年の1月25日に開会された令和4年第1回江差町議会臨時会において、新函館農業協同組合から提出の依頼があった、令和4年度の米政策に関する意見書が採択されたほか、本定例会においても町内の農業者団体等から、水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書が提出されております。

また、この間、北海道を中心に町村会や市長会、農業関係団体等で構成する水田活用直接支払交付金の見直しに係る関係機関連絡会議が組織され、全道一円の実態調査を行ったほか、今後の対応に関するロードマップを作成したところであり、具体的には、国に求めていく対策と道が実施する対策、地域の取組に分けて対応することとしております。

塚本議員からは、町内の水田農業の経営の根幹を揺るがすこれらの問題に対し、江差町として積極的に行動や対応を行うべきとの趣旨のご質問でございます。

今般の水田活用の直接支払交付金の運用の見直し等に伴い、町内の多くの農業者が不安を抱えていることから、先ずもって情報の収集に努めるとともに、農業者や関係機関と連携し、江差町の水田がその力をフル発揮できるよう協議や対応を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、小野寺議員。違う。

もとい、塚本議員。

「塚本議員」

引き続き関係機関の情報収集、あるいは連携、そして出先である農政事務所と直接町としてのやり取りがあるわけですが、運用面での課題をしっかりと提起して、地域でのなんといいですか、5年に1回水を入れるということができない理由をしっかりと伝えて、その除外するような要件をうまく運用できないかなというふうに思っていますので、今後も引き続き、最終的には国が、農政事務所が決定することではありますが、地域事情をしっかりと訴えていって頂きたいと、そのように思います。

(議長)

答えはいいですね。

「塚本議員」

ええ。

それでは続いて4問目に入ります。

(議長)

はい、4問目。

塚本議員。

「塚本議員」

教科担任制の導入であります。

新年度より、小学校高学年に教科担任制が全国的に導入されることになっております。

江差町では既に、江差北中学校区で小中型一貫教育が取り組まれております。

小学校高学年に対して、この教科担任制であります。既に導入されているということになります。教科担任制は外国語の他、理科、算数の教科が例示されています。

授業の質向上と教員の負担軽減が目的とされていますが、新年度より他の小学校に教科担任制の導入が予定されておりますが、江差町中学校区の方でのこれらに対する対応をお伺いいたします。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

塚本議員の教科担任制の導入に関するご質問にお答えをいたします。

令和4年度から本格的に導入される小学校での教科担任制は、教科指導の高い専門

性を持った教師が指導を行うことによる授業の質の向上や、小中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続、教師の持ち時数の軽減や授業準備の効率化等による教師の負担軽減などを図ることを目的としており、外国語、理科、算数及び体育を優先的な対象教科として掲げております。

これまで国は、教職員の配置数を増やすため学級担任外教員や特定の専科指導を担当する教員を配置してきたほか、平成30年度から令和3年度にかけて段階的に小学校の専科指導のために7,000人の加配定数を措置するとされていますが、当町への専科指導のための配置は、江差小学校と江差北中学校に各1名、理科の担当教員が配置されているのみとなっております。

当町における現在の教科担任制等の状況は、江差北小学校、江差北中学校が小中一貫型小学校、中学校として理科の授業で、中学校教諭による教科担任制を敷いているほか、外国語、国語、算数、体育で中学校教諭による乗り入れ授業や自校内の加配教員による複数学年の授業を実施しております。

江差小学校においては、専科指導を行う教員により理科の授業で教科担任制を敷くことができますが、算数では自校内の加配教員が複数学年の授業を実施しております。

南が丘小学校の理科と算数は、江差小学校の算数と同様に、自校内の加配教員が複数学年の授業を実施しております。

なお、小学6年生の外国語教科では、江差中学校区トライアングルサポートの一環として、今年度から江差中学校教諭による乗り入れ授業を実施している状況となっております。

ただ今ご説明しましたように、教科担任制は専科指導教員の配置の有無に大きく左右されることから、各校への人員配置が必要不可欠なものと認識しております。

ご質問の新年度の教科担任制につきましては、一部の学校での専科指導教員による実施に加え、小中学校間の連携強化による中学校教員の乗り入れ授業の実施や、各校の自校内の加配教員による複数学年の授業実施等を通じ、本制度の目的とする義務教育9年間を見通した指導体制の構築と教員の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところです。

以上よろしく申し上げます。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

既に江差中学校区でも実施されているというふうに伺いましたが、いずれにしても教科担任制の導入をしっかりと複数科目あるわけで、これらに対応するには、教科担任制に担当する教員がいけないとできないというのは事実であります。

これらの確保のために、今後もどのような方策を考えているのかお伺いいたします。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

ただ今の教員の確保方策に関するご質問にお答えいたします。

現在、小学校においては、それぞれ中学校、高校における専門教科の免許を有している教員が相当数含まれております。

必ずしも中学校の専門的な教科の免許を持っている先生が配置されているわけではございませんが、国が求めている今後の教科担任制ということを鑑みますと、今後の人事においてもそれらの教科の免許を有する教員が平均的に配置されるような人事異動が必要なものと考えてございます。

ただ、人事でございますので、今後の道教委等においてもこれらの措置がなされるよう、機会ある毎に要望してまいることが必要かと考えてございます。

以上です。

(議長)

いいですね、塚本議員。

塚本議員。

「塚本議員」

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは、北の江の島拠点施設整備についてお伺いいたします。

先の全員協議会で、北の江の島拠点施設（仮称）整備基本構想（案）についての説明がありました。

エエ町江差、エエ時間、親子のたまり場、かもめ島をコンセプトに海の駅開陽丸に新たに道の駅機能を付加した施設にする。

そして来年度から基本計画に着手するとのことでした。

周辺の町から遅れて本格てきな道の駅を整備することになるわけですが、後から新

築するメリットもあります。

それは、最新の科学技術を使用できるということでもあります。

そこで、持続の可能性を追求して、施設整備、管理運用にデジタル技術、とりわけA I（人工知能）を取り入れてはどうかと思います。

公共交通計画等のまちづくりにおいて、公立はこだて未来大学との包括連携協定を締結しているとのことですが、基本計画作成に際し、同校の知見を活用して、いわばスマート道の駅を目指し、売りにしては如何と考えるものであります。

お考えをお伺いします。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員からの一般質問に対してお答えを申し上げます。

北の江の島拠点施設である道の駅の整備、あるいは管理運用にA I、人工知能を取り入れる考えは、とのご質問でございます。

先ず、公立はこだて未来大学と連携協定について、あらためてご説明させていただきます。

昨年8月24日、町と同大学は、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的に、連携事業に関する協定を締結いたしました。

連携事業の内容につきまして、1つ目は、地域と交通。2つ目は、情報技術の活用。3つ目は、地域振興、地域課題の解決。4つ目は、教育の推進、人材育成に関することとしております。

さっそく2月には、地域公共交通の分野において、新たな公共交通の導入に向けた実証実験で、同大学のベンチャー企業のお力をお借りして、A Iでの配車システムを試行したところであります。

さて、議員がおっしゃるように、これから拠点施設である道の駅を整備していくにあたっては、これまでの道の駅と横並びではいけないと理解しています。

環境への配慮、あるいは交通拠点としての位置づけ、来訪者を惹きつける魅力付けなど、差別化を図るためのあらゆる可能性を追求しながら基本計画に盛り込んでいく考えです。

A Iを活用する施設の管理運営についての例を挙げますと、来館者数を予測しながら施設の温度管理を行う、あるいは飲食部門での食品ロスを減らしていくなどが想像できます。

いずれにしましても、今後、基本計画を策定する中で大学側の知見も活用しながら、こういった管理運営はもとより施設整備でどんなことが可能なのかを意見交換を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

出崎議員。

「出崎議員」

再質問させていただきます。

基本計画作成に際してですね、こちらから何を取り入れるとか、それから提示する必要はないんだと思っています。

で、道の駅をですね、新たに開設するにあたって、どんなことにAIが活用できるか、提案を受け入れるところからですね、初めていいんじゃないかと思っています。

で、質問なんですけど、そこで、その場合のこの包括連携協定の中でですね、その場合に係る費用についてどんな取り決めをなされているのか、教えて頂ければと思います。

(議長)

誰答えるんだこれ。

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

未来大との包括連携協定に関する、費用に関してのご質問がございました。

先ほど町長答弁にあったように、連携協定は幅広ですが、まずは公共交通ということで、8月、去年の8月24日に協定書を締結して以来、実は予算化は改めてしてございません。

今年の、それ以来、実施したのは今年の2月に、サツドラあるいは江差町、未来大、あるいは未来シェアという会社などが、東になって経産局の補助事業で取り組んでいます。

実は1月に運行する事業者に対するテストというか、始動で未来シェアという会社が来た時に、ここに大学の学生も来て頂きました。その時の経費は今回補助事業の中で賄っています。

今後、基本計画、北の江の島構想の基本計画の中で、どんなことができるのかという、大学からの投げかけで少しずつ見えてくるものがありましたら、そこでどんな経費がかかるのかをはっきりさせながら、今後議会の方にお問い合わせすることもあり得るといことでご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

いいですか。

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小林議員の発言を許可いたします。

小林議員。

「小林議員」

私からは、横山家の進捗及び今後についてお伺いします。

先ほどの町政執行方針の中にもありました。本物を核にして今後の観光振興を進めていくということでありましたが、今般報告されました観光動向調査分析を参考にしますと、いにしえ街道は江差町の観光において重要なエリアであり、入り口にあり、始点とも終点ともいえるかもめ島、開陽丸記念館とともに重要なエリアであると再認識しました。

今期の降雪による屋根への、積雪ですね、等による倒壊等を、現状を危惧してお伺いします。

一つ目。現在休業となっています横山家の権利者の方との交渉の進捗状況、また、今期のように降雪や強風による被害等、建物への損傷が発生する可能性を早期に確認、対応できる管理体制なのかお聞きします。

二つ目に、今後の横山家のあり方、町として早期に方向性を定めるべきかと考えますが如何でしょうか。

(議長)

教育長。

「教育長」

小林議員の横山家に関する質問についてお答えいたします。

横山家の当主でありました横山敬三氏が逝去されて以降、これまで相続人代表であります横山弘氏との協議を重ね、国の重要文化財を目指すことを条件に町が責任をもって後世に遺していくことを確認し、昨年9月に、江差町へ無償譲渡する旨の方向で回答をいただいたところではありますが、その後、相続人間で無償譲渡に対する疑義が出されたことから、この間、無償譲渡に向けた合意形成について話し合いを継続していただいているところでございます。

教育委員会としても早期の解決に向け、横山弘氏と早期に合意できるよう協議を続けておりましたが、昨年10月に、居住部分について一部有償としたいとする相続人連名での文書送付があり、横山家側の具体的な条件等の確認を進めていたところ、昨年12月、相続人代表について長男の弘氏から二女の松木るり子夫妻が代行する旨の連絡があり、12月23日に松木氏が来町し、面談を行ったところです。

面談において、相続人関係者及び財産内容について再確認するとともに、改めて町

としては一括無償譲渡の考えは変わらないことを伝えたいうえで、具体的な条件について文書で回答を求めたところ、1月11日付で、建物および文化財指定の生活用具等は全て無償譲渡、土地は全筆有償譲渡との回答があったことから、合意には至らず引き続き横山家側と交渉を継続しているところでございます。

このため、施設の管理につきましては、引き続き所有者であります横山家が行っているものでございます。

今後の横山家の在り方について、早期に方向性を定めるべきとのご質問でございますが、教育委員会としても、早期に方向性を決定していくことが必要であると認識しておりますが、まずは所有者との協議が整うことが前提であり、早期の解決に向けて協議を進めて参りたいと考えてございますのでご理解をお願いします。

(議長)

いいですか小林議員。

いいですか。

以上で。

2問目、小林議員。

「小林議員」

2問目です。

運動公園の利用についてです。

都市公園法に基づく敷地基準は一人当たり6平方メートルですが、当時の江差町人口は1万2、3千人だったでしょうか、敷地基準は一人当たり8.7平米となっております。

人口減少が進む中で維持していくのが厳しくなるのではないかとという視点でお伺いいたします。

財政基盤強化に向けた取り組みにおいて、江差町総合運動公園の利用料の値上げを検討していくとのことですが、そもそも利用者が増えるよう取り組むべきと考えます。

そこで以下2点について伺います。

一つ目、野球場、サッカー場、テニスコート、あるいはゴルフですね、以外は多目的の広場を含め、利用者がどこで何をしたいのか、エリア分けが来園者には一見して分かりにくい、分かりにくい不明であるようにも感じます。

運動するエリアなのか、駐車場なのか等、曖昧な部分もあります。

明確な案内設置等を考慮すべきと思いますが如何でしょうか。

二つ目です。

利用促進に関しまして、年間パスなどを発行して、手ぶらで来てスポーツを楽しんでボールやラケット等の有償レンタル制度等も考慮して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

(議長)  
教育長。

「教育長」

小林議員の運動公園の利用促進についてのご質問にお答えをいたします。

一点目の、公園利用者がどこで何ができるか、明確な案内板等の設置をすべきではとのご質問についてです。

野球場、多目的広場、テニスコートなどの各施設につきましては使用目的が定められておりますが、通路、緑地帯などはウォーキングや子ども達の遊び場として日常的に多くの方に利用されており、マナーをお守り頂きながら、利用をしていただいております。

また、多目的倉庫横の駐車場にバスケットゴールを設置し、多くの子ども達が遊んでいることなどから、安全に利用して頂くためには、ルールやマナー等を明確化し、周知していくことは必要であると認識しております。

利用者が安全に安心して利用ができるよう、施設全体の利用実態なども確認しながら、町広報での周知等も含め、必要な対策について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、年間パスポートの発行やボール等の有償レンタル制度についてでございます。

運動公園が多くの方に気軽に楽しめる場所として様々な環境を整えていくことは必要であると考えることから、各施設の利用状況や利用者、各利用団体等のご意見も頂きながら、年間パスポート制度、用具の貸し出し等を含め、利用促進に向けた対策を検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

(議長)  
いいですか。

はい、以上で小林議員の一般質問を終わります。

(議長)  
次に小野寺議員の発言を許可いたします。  
小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは一般質問を行います。

最初に第5期の江差町地域福祉計画の具体的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

今日、町長が述べられました町政執行方針の主要施策の展開(3)に、ここに改めて不幸ゼロのまちの実現。

そして、新年度からそのために第5期江差町地域福祉計画の推進ということがあり

ます。

私も町長の4年前の時からの、この不幸ゼロのまちの実現に向けて、色んな角度から質疑等させて頂きました。

今、江差町の町民65歳以上は4割を超えております。

介護保険を見ますと、総合事業、要支援以上要介護5まで600人を超えております。

障がい者手帳交付されている方500人を超えております。

療育手帳も500人を超える方が保持しております。

多くの方々が、毎日の生活、本当に大変。もちろん、施設病院等に入院されている方も同じような思いの方、沢山いらっしゃいます。

こういう中でこそ、今回、江差町が改めて計画見直しをやろうとしているこの地域福祉計画、このことについてたまたま、この計画を作るために昨年町がアンケートを実施いたしました。

そのアンケートを見た方から、複数の方から、こんな声寄せられました。

アンケートの中に何度も自助互助共助が出てくる。自助互助共助、なんとか必死でやってきている。でもそれが出来なくなった時こそ行政にやってもらいたいと思っている。ニュアンスの違いがあっても、何人かから訴えられました。

町長が進める不幸ゼロのまちの実現には、私ももちろん地域住民と行政と一緒に進めていくということ。これは大変重要なことだと思います。

自助、それは自分や家族が取り組むということ。

互助は、身近な繋がりで行き組むということ。

そして共助、それぞれの役割で行き組む。

しかし、頑張ってもそれが叶わなくなった時、行政の支援がどうしても必要なところには、行政の温かいきめ細やかな支援、援助を差し伸べるこの公助、そのことを私は忘れてはならないと思います。

この公助に関わって以下3点、この江差町地域福祉計画の観点について質問をいたします。

まず、最初ですが、今回第5期ということで進められておりますが、その前の第4期、今のですね、第4期江差町地域福祉計画、これは2018年の3月に策定されて、同じ年10月に改定されておりますが、まずその進捗状況についてどういう進行管理、どういう評価をしたのか。そのうえで達成できなかったこと。残された課題は何だったのか。どういうふうに認識しているのか。

私は、これからのまた計画を見直しを進めるためにも、これまでの計画の課題、それをしっかりと示す必要があると考えます。

それから二つ目ですが、先ほど申しました自助互助共助、それでは中々かなわないと。

公助に結びつくためには、行政に何らかの形で相談したい。けども、その公助に行きつくためにどこに相談したら良いかよくわからないという声。

そもそも相談内容をどう自分で整理したら良いかわからない。

いや、もっと言うと役場に行きづらい。

こういう声も度々聞きます。

今回のこの見直し案、第5期地域福祉計画の中に、度々出てくる言葉、相談機能の強化。相談支援の充実、これがこの計画案の中に何度も出ております。

これは、町の段階でもそのことを認識しているからこういう言葉が出ているのかな、このように考えておりますが、この中に、相談窓口が複数個所にまたがる時は、案内を心がける。どこに行けば相談できるか周知を図る。こういうふうになっておりますが、私はこれ別な角度から読めば、相談者、複合的な事案で色んなことを思っている人が窓口に来た場合、それは正しくたらい回しになりかねないことでもあります。

今色んな自治体でこのことについて進めてきております。

言葉は例えばワンストップ相談窓口、こういう言葉でも言われておりますが、これはもちろん自治体の大きさ、小さい所大きい所、色んな形態、メリットデメリットあります。

それにしても、相談者の立場に立って、公助に繋げるためにはそれぞれの人達、特に複雑に悩みを持っている方、その方がしっかりと相談の内容を聞いてもらう。相談の解決のために立場に立って進めてもらう。そういう窓口の作り。江差町でも検討して頂きたいと思います。

これが正しく町長の述べる不幸ゼロのまちの実現に向けた入口の、大事な視点だと考えます。

この点で最後ですが、それで私、この問題を考える場合に、もっと問題なのは、今述べた色んな複雑な悩みを持っている、相談したい事項のある、そういう人達は、実はまだ相談に行ければ良いかもしれない。相談したくても色んな状況で相談に行けない。相談に行くような状況ではない。そういう方も地域には、先ほど言った高齢者、障がい者、色んな方々が沢山いるという実態から、相当いらっしゃいます。

私も経験しております。

これらの方々が、一人一人のところに役場の職員が顔を出す、そんなことは、到底、実態として無理です。

せめて、先ほど言った互助共助そしてそれに公助も含めて、協力して地域の方々の困り事の状況を定期的に把握する。これはよく言われている見守り体制ということですが、これが必要だと思えます。

今、江差町内でも個々には町内会等で進めているところもありますが、私は行政全般でも、この計画の中にもあります。地域の見守り支援体制の構築、これが計画案にあります。強調されておりますが、私是非この見守り、このことについて実行して頂きたい。

私この問題は、一般質問等でもこの間やっておりますが、課題は明確だと思えます。

見守り体制の具体的な方策、これは全国の色んな取り組み事例から見たら、私はそれをしっかりと学ぶということはいくらでもあると思っております。

要はこの計画案にあります。見守り体制について町が支援、町は支援するというふうには書いてあるんですが、支援ではなくて、町がイニシアチブ、町の音頭で行うことが必要だと思います。

よくある例は、民生児童委員、町内会、または町の関係部署、場合によっては社会福祉協議会、更には消防署等々、そういう関係も一緒になって進めていく、このように考えますが、町長にお考えを伺いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの第5期江差町地域福祉計画の具体的な取り組みについてのご質問を頂きました。

まず1点目の第4次計画の評価についてのご答弁をさせていただきます。

小野寺議員もご承知のとおり、地域福祉計画は高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、子ども子育て支援事業計画などの上位計画となっており、それらの計画を横断的につなげ、関連する各種計画の中で大きな目標として掲げられている、地域での支え合いや助け合いを共有しながら進めることとしております。

次に地域福祉計画の評価でございますが、毎年度PDCAサイクルに基づき、評価を実施しており、直近では昨年11月に開催した第1回地域福祉計画策定委員会において、各種個別事業別の評価と地域福祉計画を策定するにあたり実施した町民アンケート結果を報告させていただきました。

報告内容は、町からの情報発信に関すること、身近な交通手段が不足していること、町内会などの地域の担い手が不足していることや新型コロナウイルス感染症による外出自粛、各種会議などの減少や見守り活動の停滞などが課題として掲げられました。

また、高齢化社会や少子化に伴う課題や個人情報取り扱いなども継続課題であり、その課題を解決することは中々難しく、継続した取組が必要となっております。

その時々課題をきちんと把握しながら、地域福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目のワンストップ窓口について、ご答弁をさせていただきます。

相談機能の強化や相談支援の充実でございますが、役場内で完結するものや他の行政機関なども含まれるものもあります。

町に限って言えば、町ホームページ、町広報での周知、各係や他の機関との情報共有などもあります。

高齢者の相談で複数の課にまたがる場合は、高齢者がいる場所に職員が行ってご説明するなどといったことも行っています。

また、転出入の関係では、手続きが必要と思われる内容について一覧を作成済み、転出入の待ち時間を利用して水道、国民健康保険、小中学校への手続きなどができる

ようにしております。

福祉サービス相談は、介護、障害、高齢者のみならず、全世代に関わる幅広い相談があり、専門性や複数の課にまたがることから、組織機構が伴うようなワンストップ窓口の導入は、現時点では考えておりませんが、小さい町だからこそできる小回り、フットワークを活かしながら、相談者の立場にたった相談機能の強化を一層進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に3点目の地域の見守り体制づくりについて、ご答弁をさせていただきます。

地域の見守り体制の強化は、子どもの登下校の見守り、高齢者や障がい者世帯では、病気や地域との疎遠に伴う孤立、コロナ禍における外出機会の減少など様々な問題が懸念されます。

また、介護保険や障害福祉サービスを受けている方の把握は一定程度できますが、何のサービスを受けていない一人暮らしの方や誰にも相談できない方は、特に注意が必要と思っております。

今回策定した地域福祉計画の基本理念は、助け愛、支え愛を未来へつなげ、誰もが安心して暮らせるまちづくりとしており、助け合いや支え合いの合いの文字を愛情の愛にさせていただきます。

これは、自助、互助、共助、公助などを進めるにあたり、行政、関係機関、地域の皆さんが、その困っている人が自分の家族だったらどう行動に移すかを自ら考え、その行動に愛情、愛を入れましょうということで、計画策定を進めております。

愛情が入る地域福祉の確立に向け、社協、町内会、民生委員協議会などが情報共有できる仕組み、体制づくりを検討させて頂き、地域福祉を一步でも前に進むよう協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員、端的に質問をして下さい。

「小野寺議員」

議長、よけいなことは言わないで下さい。

(議長)

私の、端的に質問して下さい。

質問がぼけてしまってるもの。

「小野寺議員」

質問者の進め方にちょっと、ちょっと出さないで下さい。

(議長)

なにしたって。

「小野寺議員」  
はい進めますよ。

(議長)  
端的に。  
的をつかんで。

「小野寺議員」  
議長いいからやめてください。

(議長)  
はい、どうぞ。

「小野寺議員」

それでちょっと正直に言いまして、第4期の地域福祉計画と今案ですけれども第5期の地域福祉計画、率直に感想を言わせて頂ければ、中々今町長おっしゃいましたけれども、そのことを具体的に一步進めることの、具体的な点というのは、本当に中々少ない。

逆に言うとそれだけの困難性があるという裏返しだろうと思うんです。

それで、それを言っていたら、それこそ議長に怒られますから、2つお聞きします。

まず、私、確かにね、ワンストップの窓口、よくある事例で中々職員体制それから江差町の今の作り、入って真向いが町民福祉課、あの作りの全体の中でどうするかといたら中々困難だということは私も理解できます。

で、再質問ですので、それではということでお聞きします。

先ほどもちょっと言いましたが、本当に複層する相談者の方々の内容、それからその相談内容も場合によっては江差町の中にも沢山相談窓口ありますが、実はその方はそれだけじゃなくて、江差町役場の外、国とか道とか民間も含めて、そことも繋がらなければ中々実は解決しない。色んなものを抱えた方がそれこそゆるくない。

で、窓口に行った時に、私も体験しているんですが、直接の担当者がいなくてよく分からなくてまた後にして下さいだとか。またちょっと正直対応が全然違う対応されただとか、あります。

まず、窓口が全体的なことをしっかり把握する。町民福祉課にまず行くことが多いかもしれませんが、色々高齢者の問題、健康の問題、心の問題等もある程度把握して的確に答える。その為には職員の研修等もしっかりした中で私は相談の充実、これを進めて頂きたいと思います。

これだったらできるでしょう。お答え願いたいと思います。

それから見守り活動、これもまあ言ってしまうと、今の積み上げた中ですぐ実行と

ということには中々ハードルが高いということも私も理解しております。

であれば、提案します。

江差町の中でも、それは地域によって中々見守り体制を作るのは、中々ゆるくないなということで、もしかしたら町として少し仕掛けを援助すればできるというところもあるかもしれない。

モデル事業でもそういうものやってみたらどうですか。

またある程度やっているところが、それを定期的にもう少しやっていく、地域の状況をおさえる。そういうことも是非私は提案したいと思う。

この点、2点について町長になるんでしょうか、担当課になるんでしょうか、お答え頂きたいと思います。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員から2点のご質問を頂きました。

1点目は相談体制の強化充実と2点目が見守り活動の再質問でございます。

一つ目の相談体制の強化の関係でございますが、例えば相談に来た時には難しい事例の場合については、例えば複数の職員で相談に努めるとか、後は来客対応後、例えばこういった相談があったということを職員間で日常の会話で増やししながら情報共有を図りながら、相談の内容を情報共有していくのが良いのかなというふうにも思っています。

この情報共有をすることで、事務経験が浅い、例えば新規採用者それと配置換えの職員の関係についても次の来客時のヒントになって、相談体制の充実が図られるのかなというふうにも思っております。

また他の課と他の係との業務を把握することも意識的に頭に入れながらしていくのも必要なのかなというふうにも思っております。

これらをすることで、意識的に他課他係の業務を頭に入れることで、なんというんでしょう、今まで以上に情報共有と自分達のスキルアップをすることによって、情報の充実、相談に親身になってあげられるのかなというふうにも思っております。

僕の中では最後、相談者の相談の最後になんというんでしょう、その他に困り事はないですかと加えることによってですね、他の困り事だとか言い忘れ等の防止ができるのかなというふうにも思っていますので、複合的な相談、的確な相談体制の充実を図ってまいりたいというふうにも考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうにも思っております。

小野寺議員からの2点目、見守り活動の関係です。

見守り活動の関係につきましては、昨年の決算特別委員会の中でもありました。

で、具体的に社協の理事会の中でお話ししてきますということをおっしゃって頂きました。

た。

で、社協の理事会の前にですね、町の地域包括支援センターの運営協議会というのがありまして、その場のメンバーが理事会のメンバーに似ているような方達がいましたので、その中のメンバーの方にこの見守り活動の関係についてを、情報を共有させて頂きました。

各関係団体につきましては、まず情報共有が図られたということで一歩前進したのかなというふうにも思っております。

これを受けて、町民福祉課で事務局を担っている民生児童委員協議会につきましては、2カ月に1回程度開催している定例会において、高齢者の見守り活動について議論をさせて頂きました。

その議論の中で、何も要件が無い中で行きづらいう等の意見も出されたことから、そしたら具体的なアプローチ方法等について、1月に入ったら協議しましょうということにしていたのですが、残念ながらコロナ禍におけるまん延防止、地域での感染流行等によって延期されてしまい、この4月5月に引き続き継続した協議をしていこうかなというふうにも思っております。

いずれにしても、高齢者等々の見守り活動を一歩前進できるように進めてまいりたいというふうにも考えておりますので、まずは民生委員協議会が先頭に立って皆さんの各関係団体に良い事例発表等々できるように活動していきたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうにも思います。

以上になります。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

この点について止めますが、今の答弁を聞いても中々遅々として進まないですね、是非、是非、町長が掲げる不幸ゼロ、その第一歩ですよ。地域で見守る、そして相談をきちんと役場に繋げる。その上で公助、よろしくお願ひします。

2問目に入ります。

先ほど、塚本議員からもありましたが、地球温暖化対策の点について、ダブるところは割愛します。

それで、私この点で3つお聞きしたいと思います。

まず、冒頭ですけれども、先ほども執行方針、それから塚本議員の質問にも改めて答えておりました、町長の姿勢について私はお聞きしたいと思います。

これは結局、国そしてもちろんそれを受けて道も言っておりますが、2050年に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すということに当然私なると言うんですよ。

ですからそれをはっきりさせるべきだと、私は思うんです。

改めて今議会、この場、もしくは全国的には色々ありますが、記者会見だとか、色

んな場でそれを表明すると。

今環境省がそのゼロカーボンシティとしてまとめていますが、ちょっと統計的には、2月の28日で私調べた段階なので、その後ももしかしたら増えているかもしれませんが、ゼロカーボンシティということで表明した自治体、都道府県も含めてですけれども、全国で598自治体。

で、北海道は、北海道も含めて39の自治体。

それで私の調べでは、檜山管内はまだなかったはず、色々動きはあるんでしょうかね、それ教えて頂ければいいのかなと思うんですが、いずれにしても私は、町長が檜山でも先頭を切ってこの点で頑張るということを表明すべきだと思いますが、この点についてまずお聞きしたい。

それから、少し具体的になります。

昨年の6月議会でも私ちょっとこの問題取り上げたんですけども、今回のこの予算案を見まして、マスタープラン検討業務委託事業ということも含めて、結果的には、町長の執行方針そして予算に計上されている事業、この展開は正しく江差町が先ほどもちょっと論議ありましたけれども、温暖化対策の方向性を大きく決めることになります。

そうだとすれば、昨年の議会でも言いましたが、いわゆるこの大事、改正地球温暖化対策法これ略称ですけども、その中にある、いわゆる公共団体実行計画の事務事業編、区域施策編、これを合わせて策定するということになるんでしょうか。

今言ったこの計画というのは、優しくいいますと江差町の行政、民間、地域の温暖化対策、環境問題、再生エネルギー等、全般的な事を政策、具体的にかなり細部に渡って方向性を決めるものに、この計画はなります。

昨年の、先ほどの6月議会で訴えました。

改めてその時は、ちょっと今のところという話だったんですが、今回こういう大きな町長の方針もあります。

是非、この実行計画をやって頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

それで、もしその方向で実行計画を作るとすれば、これは中身は大変、先ほど言ったボリュームあるものです。単にやるよということにはならない。色んな団体機関の合意形成を図っていくためには、これはまた多大なエネルギーを要することになります。今の時点でこのことを聞いてどうなるのかというのは分かりませんが、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

温暖化については最後になります。

江差町の土地を見た場合に大きな農業、林業ということが抱えております。

それを考えた場合に、実は何か自然エネルギーをやるとすれば、海、街場だけではなくて、農、林というその土地の問題が出てきます。

農林地での再生エネルギー政策、これは全国的にも色んな法律等、制度的には策定されておりますが、農山漁村再生可能エネルギー法、略称ですけども、これに基づいて実はやっていかなければならない。

農地の場合どうするか。林地の場合どうするか。農用地の場合どうするか。見たら結構えらい面倒くさい対策がとられる必要があります。

これも含めて、今からしっかりと並行して検討課題にすべきと考えますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、地球温暖化対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のゼロカーボンシティの表明をとのご質問でございます。

ゼロカーボンシティ宣言は、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指すことを表明することで、北海道の目標では、2030年度までに全179市町村が宣言することを目標と設定しております。

江差町においても、CO2排出量削減に向けて今後取組を進めていくこととなりますが、まずは、この地域でのCO2排出量等を把握し、どういうことができるのか見極めながら、宣言の時期を判断してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

2点目の地方公共団体実行計画の策定についてのご質問です。

令和4年度に予定している再生可能エネルギー導入マスタープラン検討業務については、長期目標として、2050年を見据えて、どの再エネをどのくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査、検討や、地域内のエネルギーの使用状況や温室効果ガス排出量に関わる現状把握と将来性を含めての整理を行ってまいります。

当然、計画内容の合意形成を図るための各種関係者へのヒアリングや会議等を開催し、再エネマスタープランを取りまとめるものでございます。

なお、この事業において得られる基礎情報をもとに、事業終了後、令和5年度中に、地方公共団体実行計画の事務事業編、区域施策編の策定というスケジュールとなっております。今回の委託業務とは別となっておりますのでご理解願います。

3点目の農山漁村再生可能エネルギー法についてでございますが、これにつきましても、今回のマスタープラン作成及び実行計画区域施策編策定時に関係課等を含め、検討していきたいと考えておりますし、それ以外の分野におけるゼロカーボン北海道関連の予算メニューも多数ありますので、活用できるものについても検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっとこれ課長になるんでしょうか、ごめんなさい。

今町長が言っていた、つまり市町村の、江差町の実行計画、あらゆるものを色々計画してどうしますかというその計画、令和5年に、5年度にやるということなんですか。

この、先ほど町のマスタープランとは別な角度で令和5年度には進めたいということ、そこちょっと詳しく、簡潔に教えてください。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

今、町長答弁しましたとおり、再エネの導入マスタープラン作成後に江差町地球温暖化対策実行計画、事務事業編と地域施策編になりますが、それを5年度中に策定して、町民や事業者、関係団体と行政ができる脱炭素の取り組みについて、その中で入れていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

これももう町長大変な仕事だと思うんです。是非、総力で進めて頂きたいと思います。最後になります。

新型コロナウイルス対策についてであります。町内で断続的に患者が発生しております。他県では既に第7波という心配する声もあります。町長、先ほど執行方針の中で、イベント開催方策を模索するためにも、私はこれまで以上の対策が必要と考えます。

それで、2点お聞きします。

PCR検査、ゲノム解析の関係なんですけれども、今そもそも感染状況が実は実際どうなっているのか。国、道の方針ではよくわからなくなっているのではないのでしょうか。

保健所の取り扱い、いわゆるみなし陽性、きちんと調べないで症状を見て、あなた陽性だねと、そんな簡単には言わないかもしれませんが。

それから、保健所でみなし陽性を仮にやっていないとしても、この地域は。

そもそもこれ方針として、まだ生きているはず。まん延防止がどうなるかというのもありますけれども、これやっぱり第7波の事を考えれば、こんなことはやめる。適当なことはやめなさい、しっかりとPCR検査をなさいと、こういうことを国、道にまずは私働きかける。そのことによってイベントも近づくんじゃないかなと思うんです。

もう一つ。

オミクロン株の問題。

今、BA1だとかBA2とかと言われておりますが、そもそもそれ分かるためにはゲノム解析、それも本当に全ての感染者、全てと言わなくたって7割8割9割、そこまでやらなかったら、地域性の問題だとか中々分からないんです。

今1割もやってないんじゃないんでしょうかね。

このことについてもしっかりと、国、道に対して、感染者ウイルスのゲノム解析可能な限り全て、でなくてもかなりの部分やりなさいということをや請求すべきだと思います。

で、二つ目。

これも今回、第6波で江差町はぎりぎりなんとかパニックということにはならなかったかなと思うんですが、私は万が一の事、先ほど塚本議員も言うておりましたが、万が一の事を考えて色んな点で対策を取っていく必要があると思います。

それが町長が言っているウィズコロナの時代の模索ということであれば、私は必要だと思うんですが、この間、全国的にそして北海道でも、学校保育所介護施設で急速に感染が広がった場合に、江差でも介護施設ちょっと心配だったんですけども、検査が間に合わない。PCR検査も間に合わない。場合によっては抗原検査も間に合わない。大変な事例が1月2月続出しました。

この教訓の一つとして、多くの町でも今模索し実行しているところもありますが、PCR検査キットとか抗原検査キット、これを町として自治体として保有しておいて、もし必要な時、ちょっと地域で検査が全然間に合わない、保健所の対応としても間に合わない等々、そういう時に町の保有している検査キットで検査をすると、一気に検査をすると、抗原検査でもやむを得ないと思うんです。陽性の方は保健所を通してPCR検査に繋げるとか。

そのためにも私は保有するということが必要だと思いますが、この点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

一つ目の国、道の検査体制についてのご質問でございますが、年明けから新型コロナウイルス陽性者数は急増をし、現在少し減少傾向にあるものの、未だ全道で一日1,000人を超える陽性者数であり、ウイルスのタイプもデルタ株からオミクロン株に置き換わっている状況であります。

道は、令和4年1月28日付けの国の通知である、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応についてを踏まえ、同居家族などの濃厚接触者が発熱や

咳などの症状が出た場合は、医師の判断により、検査を行わず、臨床症状で患者としてみなすことを可能としました。これをみなし陽性といい、感染急拡大時に受診や検査に長時間かかる状況を緩和し、適切な医療や対応に早期に結び付けることとなりました。

道は、陽性者数は公表していますが、そのうちのみなし陽性の数は公表しておりません。

陽性者数が落ちついてくることで、みなし陽性を行わなくても、PCR検査を実施し適切な医療につなげられるようになると考えております。

遺伝子レベルでウイルスの株を調べるゲノム解析は、株の特徴や重症化に対する傾向などを知る目的で実施しているもので、道では道立衛生研究所で行っております。

議員ご指摘のとおり、感染者全員に実施しているものではありませんが、検査目的に必要な数のゲノム解析は行っているものと考えておりますので、全てのゲノム解析実施を要請する考えは、現時点では持っておりませんが、議員の思いについては、私も充分理解しておりますのでご理解願います。

2点目の、急速な感染拡大のことを想定し、町が検査キットを保有してはどうかのご質問でございます。

現在町では、感染拡大防止支援の一つとして、高齢者施設へ新規で入所する方や介護事業所職員がやむを得ない事情で感染流行地などとの往来等で、自宅待機を職場から命じられている方などへのPCR検査費用負担、また、町民を対象として無症状の方が医療用抗原検査キットを購入する場合の一部助成事業を実施しています。

議員ご指摘の、全国で起こった検査が間に合わないという事例は、行政検査が間に合わなかったということと思います。

もし、町が確保した検査キットで陽性になったとしても再度医療機関などが行う行政検査を受ける必要があり、町の検査キットの結果では陽性確定はできないものであります。

このようなことを考慮しますと、町が検査キットを保有することではなく、必要な方に行政検査がタイムリーに実施できる体制をしっかりと作ることが重要と考えますので、道や保健所等に改めて行政検査の体制拡充を要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっとね、時間もう押してるからね、ちょっと今の答弁ね、めちゃくちゃですね。

申し訳ないけれども、確かに保健所が、道が法律的にはしなければならないので、町長の答弁もやむを得ないとは思いますが、例えば検査、町が保有して抗原検査で仮に陽性になったとしてもPCRでやる、これは当たり前の話ですよ。

早く分かれば、それだけ余計PCRの方に繋がるんです。それができなかったから問題なんです。

保健所が全然PCR検査できなくて、何日も置いてかれた。それを事前にまず抗原検査で確度は低いけれども、陽性だとなると早くやってくれと。

まあ分かりました。小野寺議員と思いはなんと言いましたか。今の保健所が本来やるべきことを中々行政がやれないというふうに受け取りましょう。

もう少しね、実態をきちんとおさえて可能な部分やってもらいたい。

ちょっと再質問1点。

これ保健所に置き換えます。

保健所もというより北海道が、今回大きく方針を変えた、先ほどのみなし陽性もそうです。

それから濃厚接触者、家族だったら調べるけど、家族等ほかで濃厚接触者がいたとしてもそれはもう保健所関わらないと、だとかですね。

それから道の方で、無料PCR検査、抗原検査を実施します。ということになって、じゃあそれどこでやるの、等々等々、色んな情報を知りたい。さっきのみなし陽性だって本当によく分からないというのがありました。

まさしくこれ、江差町でどうのこうのという前に、北海道が、道の責任できちんと周知する段取りを取っていけば良いんですが、中々それが無いんですよ。分からないんですよ。

私、今回何回か、もしかしたら濃厚接触者になったかもしれないような状況、3回位かな、あったんですけども、その関係で色んな事分かりました。

で、再質問。

今一生懸命LINE等で町の情報を出しております。あれは本当に多くの方々が見ている。もちろんホームページにもある。それから町長が先頭で適時、広報、お知らせを全戸に配布した。

で、その時に、さっき言ったよく分からないこと。北海道が実施しているというか、あれは国の方針ですが、訳の分からんけれどもちゃんと整理して、今こうなっている。無料でPCRキット、抗原キットをどこで渡すの。今どうなっているのということも可能な部分はしっかりと町民に知らせる。

せめて、せめてそれくらいの情報はやってもらいたい。

検査はちょっと色々色々ね、話しましたけれども。情報位ちゃんと教えてもらいたい。その点についてお聞きします。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員の再質問、情報提供、町民周知の仕方についてと思います。

町事業につきましては、ワクチン接種等に関しまして、黄色い紙でチラシを周知させて頂いておりますし、町のホームページやLINEでも掲載させて頂いております。

今、小野寺議員からありました新しい疫学調査という言い方が、適切かどうかは分からないのですが、陽性者及び濃厚接触者等に対する保健所の対応の仕方が、全道的に変わったという点に関しましては、檜山振興局からのチラシを広報折込で配布させて頂きましたし、そのチラシもホームページには掲載させて頂いておりますが、確かに小さい字で分かり辛いというのも理解できます。

また、その内容に関しましては、振興局から関連団体の方に通知を送っておりますので、似ているというふうに思っているのですが、実際のところ、その立場にならないと分からないというところも多いかと思えますし、議員おっしゃった無料検査に関しましても、道事業ということで町のホームページには具体的な記載はしておりませんので、今後情報を共有した方が良さだろうという道事業につきましても、町のホームページやLINE等を活用して周知していけるよう努めてまいりたいと思えます。

(議長)

いいですか。

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第16、議案第7号から日程第25号、議案第16号並びに日程第26、議案第18号から日程第29、議案第21号、令和4年度江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程議案となりました、議案第7号、令和4年度江差町一般会計予算及び議案第8号から議案第14までの7特別会計予算、議案第15号、令和4年度江差町水道事業会計予算並びに議案第16号、議案第18号から議案第21号までの計14議案についてでございます。

令和4年度予算につきましては、町政執行方針でも申し上げましたが、骨格予算としながらも、コロナ対策をはじめとした喫緊の課題への取り組みなど、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのための予算編成を行ったところでございます。

この結果、令和4年度の予算額は、一般会計で56億8,250万円、特別会計総額で26億6,941万4千円、水道事業会計では6億9,581万1千円となったところでございます。

各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、提案説明がありました令和4年度各会計予算並びに関連議案について、各所管課の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

説明員入れ替えのため、3時15分まで休憩いたします。

休憩 15 : 00

再開 15 : 15

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第30、議案第7号から議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第22号、令和4年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

私の方からは、議会費並びに監査委員費の方をご説明申し上げたいと思います。

まず、議会費についてご説明いたします。令和4年度江差町各会計予算資料でございます。8ページをお開き願いたいと思います。番号の1番から6番までが議会費でございます。

内容につきましては、議員の報酬や期末手当、旅費、費用弁償などの議員活動に係る経費、議会だよりの印刷製本費、あるいは事務局の旅費や消耗品費などの経費、及び事務局職員と会計年度任用職員の人件費で構成されているものでございます。内容といたしましては、前年度と同様で大きく変更となったところはございませんので、説明は以上とさせていただきます。

監査委員費でございます。10ページをお開き願います。85番と86番でございます。こちらの方につきましては、監査委員の報酬のほか、職員人件費や旅費、等々監査委員の活動に関する経費でございます。こちらの方も内容としては、前年度と同様で大きく変更となったところはございません。

私の方からは以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。次に、総務課長。

「総務課長」(補足説明)

私の方から総務課所管の予算について、説明させていただきます。

初めに、一般会計全体の人件費についての説明です。予算書130ページ、給与費明細表をご覧頂きたいと思います。中段にあります一般職であります。給料手当共済費の合計といたしまして、右側に記載のとおり6億9,696万5千円を計上させて頂きました。前年度対比では、159万9千円の増額となったところでございます。要因といたしましては、131ページ上段にあるとおり、昇給に伴う増と期末手当支給率の引き下げの制度改正に伴う減が主な要因でございます。

このあと、科目ごとの説明に移ります。

内容につきましては、別冊の予算資料で説明いたしますが、総務課所管に事業で新規事業のみを簡潔に申し上げたいと思います。

次に、各科目ごとの説明に移ります。内容につきましては、別冊の予算資料で説明いたしますが、総務課所管の事業としましては、大きな新規事業は、2点か3点の部分で、他の部分は簡潔に申し上げたいと思います。

始めに、予算資料10ページの81番から83番の選挙費ですが、81番の令和4年度実施される参議院通常選挙1,001万2千円、財源内訳は国庫支出金956万4千円、一般財源44万8千円でございます。

83番の江差町長選挙は、8月7日の任期満了に伴うもので640万8千円、全額一般財源を計上しております。

次に、82番の北海道知事、北海道議会議員選挙ですが、令和5年4月に執行される予定ですが、令和4年3月末に期日前投票及び不在者投票事務が発生することから、予算を計上するものであります。予算額は409万6千円で、全額道費を計上しております。

次に、12ページの160番、環境衛生費の再エネ導入マスタープラン検討業務です。資料は10ページとなります。定例会資料が10ページですというふうになります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体実行計画を作成するために必要な基礎情報を収集整理し、地域課題を把握するための業務を委託するものでございます。事業費1,001万円、財源内訳は国庫支出金750万8千円、一般財源が250万2千円でございます。

次に、16ページ286番、287番の消防施設費です。感染防止用換気吸気エアコンの取り付けですが、消防署事務室に2台の換気吸気エアコンを設置するもので、事業費が198万円、と消防総合庁舎トイレの洋式改修で、トイレ5室を和式から洋式へ改修工事をするものです。事業費は355万3千円で、いずれも新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、17ページの294番に災害対策費、地域防災計画個別計画作成です。定例会資料は、11ページとなります。現在の地域防災計画は、平成30年3月に作成しておりますが、この間の関係法令の改正等を踏まえて全面見直しを行うものであります。なお、これに合わせどう計画に沿って体系的に策定が必要な業務継続計画と、6つの個別計画も作成改定するものであります。事業費は991万8千円で全額一般財源でございます。

以上、簡単ではございますが予算関連の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

2点お聞きします。それでリサイクルの関係と防災関係2点お聞きします。

少しリサイクルの関係、この間一般質問予算質疑などで出しておりましたが、少し総括的にお聞きしたいと思います。

簡単に言うと南部桧山衛生処理組合ではなくて、このリサイクル分別収集という資源ゴミ回収と言いますか、それは当面町村、町で、それぞれでやるということ。これは色々やり取りしましたが、なかなか現状では当面やむを得ないなという部分も率直にこの間感じてはありました。ただこの半年1年と言いますか、色んな動きが出ています。もちろん根底的には南部桧山衛生処理組合の施設、埋立場だとか、し尿処理だとか、これはもう更新迫られている。そしてその更新したとすれば、当然国の事業補助事業等からいったらリサイクル施設も一緒にやんなさいよと事業的には。それから昨年プラスチック対策の新たな法律でもやり取りさせて頂きました。これも待たないでやらなければならない。更に今年の南部桧山衛生処理組合の新年度予算、組合で色々教えてもらいました。組合議員による道内のリサイクル施設の先進地視察、これも組合で一応予算として計上されていると。これらのことを考えた場合に、私は改めて確認したいと思うんですけども、今後の江差町としてのリサイクルの在り方、場合によっては組合レベルでのリサイクルの在り方について、今一度しっかりと方針を出していく。先程言った新たな施設などを建設するとすれば、当然リサイクル施設も

併せた方向での検討を関係町とも協議して進めるべきだということについて、相当の踏み込みをやらなければならないのではないかと。もしくは検討しているのではないかと、と思いますがこの点についてお聞きしたいと思います。

2点目最後。防災関係ですが、この間かなり江差町でも思い切った予算投入でマップなど作っております。また今回もそうですけれども、それでお聞きしたいんですが、避難行動要支援者、障がい者だとか1人暮らしで避難がゆるくないよ、という場合は従前から避難行動要支援者の名簿も作って、色々各町内会とも共有しておりますが、その避難者が名簿で出ただけではなくて、避難計画個別計画と言っておりますけれども、これは今回の災害対策基本法の改正で努力義務、作るように努めなさいよということになりました。その他の色んな改定も含めて、今回地域防災計画の全面的な見直しになるんですけれども、現行の江差町の地域防災計画では、この避難行動要支援者の避難計画個別計画は、策定を推進するというようになっていて、なかなか言葉として弱いのかどうかわかりますが今作っていません。それで今回見直しの中で改めてこの避難行動要支援者の個別の避難計画、ペーパーにして1枚か2枚誰々さんはどうやってこうやって誰かと一緒にどうやって逃げると。そういうような計画を私は是非作るべきだと思うんです。今回の見直しの中に是非それを謳い込んで、だからといって直ぐできる訳じゃないでしょうから1年2年かかるんでしょうか。地域との連携ありますから是非それをやってもらいたい。立派なマップを作っても問題はそれを見て逃げようかという時に逃げれない。避難計画それを是非特に避難行動要支援者の個別計画を進めてもらいたいと思いますが、2点お聞きしたいと思います。

(議長)

誰。総務課長。

はい。総務課長。

「総務課長」

まずリサイクルの在り方についてのご質問でございました。小野寺議員もおっしゃっていたとおり、現在、南部桧山衛生処理組合においてリサイクル施設の新設も含めた南部桧山衛生処理組合施設の長寿命化計画案の策定を進めております。構成町の課長担当者会議や副町長会議等でも計画段階での概要の説明は受けてございました。リサイクル施設の部分につきましても多額の費用が伴う計画ですので、今後組合と構成町で協議がその部分について進んでいくものと思っておりますのでご理解願います。

2点目の防災関係の避難行動要支援者の個別計画の策定はということですが、支援者名簿登録の避難行動要支援者に係る災害発生時の避難支援の方法だとか、避難場所、避難路の経路、具体的な避難方法についての個別計画ということですが、関係課や関係機関と連携を取りながらですね、今この4年度に発注する防災計画の改定に合わせましてですね、順次作成する予定となっておりますのでご理解願います。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

課長、確認させて下さい。

計画そのものとその計画を作るという意思表示を地域防災計画に謳い込むというのはこれ別問題。まず地域防災計画に謳い込むということによろしいのか、当然それを受けて実際計画に入るということになるんですが、その点確認させて下さい。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

地域防災計画につきましては、地域防災会議の方で当然、揉んでからできるというものでございますので、そこで協議して正式なものを作っていくという形になりますので、その中での協議となりますので、(小野寺議員：計画に入れ込むという考え方でよろしいですか) はい。入れることで検討していますので。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明委員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 30

再開 15 : 32

(議長)

総務課、いるのが。

はい。休憩を閉じて再開し、先程、総務課よりですね、追加、追加で説明漏れがありましたので、ただ今説明をさせます。

はい。総務課長。

「総務課長」

すいません。条例改正の部分説明漏れしてしまいました。申し訳ありません。

議案第18号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、それと議案19号、江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案20号、江差町職員の給与に関する条例の一部改正、議案21号、江差町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の説明をいたします。

一括して説明申し上げます、議案書は170、まず18号から21号で議案書は107ページから114ページ、資料は30ページから33ページまでとなっています。令和3年度の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を年間0.15月引き下げるよう勧告があったことに伴いまして、議会議員及び特別職並びに一般職について、同様の処置をとるよう関係する条例の一部を改正するものでございます。

また、再任用職員、会計年度職員については、年間0.1月分を引き下げるものでございます。従来であれば、昨年12月支給月で削減されることになっておりますが、国の閣議決定が遅れたことから、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から削減するとの国家公務員の取扱いを基本とすることから、今回の条例改正となったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管の予算並びに関連議案についての質疑を終ります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたし、全部そろってるが。(事務局：まだです) 休憩いたします。

休憩 15 : 30

再開 15 : 32

(議長)

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、まちづくり推進課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

まちづくり推進課参事。

「まちづくり推進参事」

それでは、私からまちづくり推進課所管各科目の令和4年度当初予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

主だった事業や新規事業を中心に説明をいたします。それではよろしくお願いをいたします。

まちづくり推進課は、文書広報費と企画費、統計調査総務費の3つの科目を所管しておりまして、令和4年度の事務事業では、全部で17事業となっております。

文書広報費です。

事業No.19番、情報周知発信強化、予算額は116万2千円、引き続き町公式LINEアカウントにより、新型コロナを中心とする情報を随時配信してまいります。その他、従来に加え交通障害や災害情報など住民生活に密接で緊急性の高い情報も周知してまいります。アカウントの登録者数につきましては、今年3月1日現在で、2,286人となっております。

No.20新型コロナウイルス関連情報発信、予算額は257万7千円、財源の国庫支出金は全額臨時交付金です。令和2年度からの継続事業となりますが、これまでは補正予算で措置をさせていただいてまいりました。しかしながら、刻々と変わる新型コロナの状況、あるいは対応については年度間の切れ目なく情報を配信する必要がありますことから、この度は当初予算で措置をさせていただきました。広報紙本誌への記事掲載と臨時チラシ発行に伴う委託料等を計上してございます。

続いて、企画費です。定例会資料は13になります。事業No.36北の江の島構想推進、予算額は1,118万4千円、その他特財として、ふるさと応援基金繰入金1,110万円です。一般財源は8万4千円。昨年から導入しております、VRコンテンツに加えまして、新年度では隣接する温泉ホテル群来さんが所有する源泉を拠点施設で活用するべく検討を進めます。具体的には拠点施設において、暖房設備への活用ができるのかなど、源泉の現状における湯出量や、温度等の能力を確認する調査事業を実施いたします。また、拠点施設については、先般の全員協議会におきまして、基本構想の素案を提示させていただきました。議会の皆様、そして町民の皆様のご意見をいただいた上、今年度内に構想を完成させて参りたいといたしておりますが、新年度におきましては、次の手続きである基本計画の作成委託料も計上してございます。基本計画を策定する過程におきましては、議会の皆様には、施設の配置図等をしっかりそういった情報をお伝えし、ご意見を頂きながら進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、事務の取り進めにあたりましては、引き続き総務省の地域力総合アドバイザー制度の活用を想定してございます。

No.37旧江光ビル跡地活用実施計画策定、予算額は2,126万1千円、全額一般財源です。現在、策定を進めております基本計画及び基本設計は、今年8月末までに完

了させるスケジュールとなっています。これらが完成次第、引き続き本工事着工の基礎資料となる実施設計を作成してまいります。基本設計より、詳細な図面や仕様書などを作成するための委託費用を計上しております。

No.39ふるさと応援寄付金対策、予算額は2億2,579万1千円、その他特財として、ふるさと応援基金繰入金1億5,016万円、一般財源は7,563万円です。これにつきましては、中期財政運営方針及び財政基盤強化に基づく、経費を計上するものでございます。令和4年度の寄付金額は、目標を1億5千万円としております。令和3年度の当初予算では、8千万円を目標としておりましたので、この約2倍となる7千万円増を目指すこととなります。主な経費の内訳につきましては、お礼品代とその送料、寄せられた寄付金への基金繰出しのほか、ポータルサイトへの事務代行料などとなっております。

続きまして、新規事業になりますが、No.40ふるさと納税返礼品原材料買い上げ支援、予算額は50万円、寄付金額増加のためには、人気が高い生鮮品の在庫数量を確保することが課題の1つとなっておりますが、町内の返礼品事業者の多くは、小規模経営であることから、余剰在庫を持つことが大変困難な状況にあります。こうしたことから、前年度に在庫切れが生じ、出品が停止となった地元産の農水産物を事業者が仕入れる際にその購入費と冷蔵庫の保管料等の経費に対し、半額を補助いたします。補助の上限額は50万円、年度内1回きりの交付ということで考えてございます。

No.45江差町地域づくりポイント発行事業、予算額は45万9千円、全額その他特定財源、エゾカポイント還元金を充てております。サツドラホールディング株式会社との連携事業として、昨年度から実施している事業で、町内で行われる地域活性化イベント及び町民の健康づくり事業へ参加いただいた方にエゾカポイントを指し上げることによって、商店街振興と医療費の抑制などに繋げてまいります。対象イベントの例を申し上げますが、産業まつりや江差夜市、防災訓練、特定検診等々が上げられます。

No.46ニシンチャレンジカップ実行委員会補助、予算額は160万8千円、事業費の半額をその他特財として北海道市町村振興協会の1日ふるさと推進事業助成80万4千円、残額は同額を一般財源としてございます。令和元年度から3回目の開催となる北海道教育大学函館校との連携事業です。実行委員会によるニシンに着目したまちづくり事業に対し、補助金を交付するもので、引き続き創作料理コンテストの実施、デジタル水族館を設置する他、今回は事業を拡充し、ニシンを絡めた子ども達によるスポーツ大会も企画させていただきます。

最後に、定例会資料14です。事業No.47江差町地域公共交通活性化協議会負担金です。予算額は621万5千円、町は地域にとって望ましい公共交通の在り方を示す江差町地域公共交通計画策定のため、令和3年度からの2か年で地域における公共交通の利用ニーズと利用実態を把握分析する調査を進めております。新年度におきましては、令和3年度のアンケート調査経過等を踏まえ、地域関係者とのヒアリングや意見交換会、バス利用実態調査などを行い、地域公共交通計画の仕上げを行い、決定を

してまいります。予算の内訳につきましては、事業実施団体である江差町地域公共交通活性化協議会に対する負担金で、同団体が実施する調査事業につきましては、国土交通省所管補助金を充当しながら進められるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので・・・。

「室井議員」

議長、議長、議長。

(議長)

誰。あ、室井議員。

「室井議員」

まず簡潔に質問をしたいんですけど、今江光ビルの跡地のね、今回は実施設計の予算です、8月以降。そうですね。(はい) 実施設計ですね。これ今あの前、繰越明許補正でやりましたね。あれは1千万ちょっと、全部合わせて1千万超えますね。あれは何なんですか。基本計画と何ですか。ボーリング調査ですか。ボーリング調査費入っているんですか、1千何百万の中に入っているんですか。これはっきりして下さい。

課長ね、どうこう言うんでないんだよ。ちゃんと基本的なことをちゃんとわかっているかなあと思って疑問感じてずっと感じている。まず基本構想でしょ。どういうものを作りたいんだと。これお金掛かっていますか。どっかに頼んでいませんか。基本構想まとめていくのに。そして基本計画でしょ。そして普通は実施計画実施設計なんですよ。これ今1千万と2千万と3千万ですね。物建てる前に掛けるお金、これプラスになりますね。3千万ったら建物、建たないかい。小さいものだったら。もっとその辺考えてやっているのかな。これ疑問だよ。前にも言ったけど。言いなりになってやっているんでないの、コンサルに。もっとちゃんと見積もり合わせ、競争やらせてね、町の考え方きちっと言ってさ、これでちゃんとやるべきでないんですか。3千万も払うんだよ。3千万、形になる前のお金、しかもすべて一般財源でしょ。町のお金ないって困っているのにさ、3千万のお金、町の単費から出して考えて、はいはいって出す考え方、少し変えてもらった方がいいんでないかい、もう少し詰める。それと

も理由があれば別だよ。実はまだこういうこともやりたいんだとか、あれば別だよ。その辺きちっと相手に伝えるべきでないんですか。そう思うけど、課長はいいかな、副町長、ちゃんとその辺ね、ずっと、俺、疑問になっている元なの。何だかね、物が出来る前に金賭けすぎだ。

(議長)

はい。いいですよ。

まちづくり参事。

「まちづくり推進課参事」

今、室井議員の方から江光ビルの実施設計に関しまして、3点程のご意見ご質問だったかなというふうに思っています。

1つ目は基本構想につきまして、自賄直営でやったのかという当たりと、2つ目につきましては、繰越明許費で議決を頂きました基本計画の中身についてでございます。それと3つ目につきましては、実施設計の費用予算ということで、これら基本計画と実施設計を含めた予算3千万という部分についてのご質問だったというふうに思っています。

まず基本構想につきましては、まず結論を先言いますと町の直営で作りました。ですので、コンサルなどの費用は発生してございません。これは長年、商工会商店街です、ビルを解体したという経過がございますので、それらの経過の中では町の方々と十分な話し合いの蓄積があるということで、色々な調査報告書等の成果物がございますので、それら含めて後は議会の皆様からのご意見も十分にいただいてきた経過がございますので、それらを踏まえて整理したものが基本構想ということで、自前で整理をさせて頂きました。これが1つ目です。

2点目の繰越明許させて頂きました基本計画などの業務内容につきましては、ご案内のとおり、江光ビル跡地の全体的な具体像を明らかにしていくための基本計画と、そしてその基本計画に基づく基本設計、そして基本設計を作る前の前提条件を整理するための地盤調査、室井議員の方からも以前もご指摘ございましたけれども、こういう3点の中身で基本設計につきましては、1,100万程度の委託料になったかと思うんですけども議決を頂きまして、現在取り進めているところでございます。

3点目実施計画につきましては、ご指摘のとおり、今現在、基本構想を基にしてですね、最大限それらを最大限と言いますか、かなり再現当地で当該地で再現すると、するならばという大きめの事業予算で計上をさせて頂いています。そういう部分で費用につきましては、2,126万1千円と大きなものでございまして、今のところご指摘の補助財源などは想定がございませんので、全額一般財源とさせて頂いているところです。しかしながらこの実施設計を進めるにあたっては、補助財源の獲得ということ決して忘れていない訳ではございません。この考え方の中には省エネだとか創エネだという部分で、そういう建物も目指しているということですので、それらの実施設計を盛り込むという部分での補助制度があれば意欲的に獲得を目指していき

たいと、こう考えていることをございますので、ご理解をお願いします。

「室井議員」

よし、わがった。議長、いいですか。

(議長)

いいですか。はい。室井議員。

「室井議員」

よくね、勉強しているんだな。そういう考え方だ。お金掛けてもこういう部分でね、有利な制度を使って、町に財政がね、入ってくるようなこと考えていますと。

そういうことが大事なんだ、一番。何もそういうこと考えないで言われたとおりでなくて、こういうふう和省エネ制度を使ってやれば、そういう何か補助の関係があるんだよと。だから今高いけども、そういうふうにして、ゆくゆくは町の財源確保にね、財政面に貢献するとか、そういうことをきちっと考えている。

考えているのであれば評価しますので、私はこれ以上の質問はしません。頑張ってやってもらいたいと思いますよ。はい、いいですね。

(議長)

はい。答弁いいですね。

「室井議員」

いいです。

(議長)

はい。次、小野寺議員。

「小野寺議員」

今の室井議員とも幾ばくか、幾らかは関連するかも知れませんが、今回の北の江の島構想の現時点で整備基本構想に至る過程について、室井議員が資料要求で2つ要請してドーコンが作った提案書と寒地港湾技術研究センターが出した報告書、この2つ議会に議員の全員に配られております。

この点に関して若干お聞きしたいと思います。中身はともかく細かい中身はともかく、まず全体的なことで聞きたいんですが、これは別にまちづくりに限らず色んなところでこの種のものありますけれども、この数年はまちづくり課がきっと多いのかなと何かを作る前提の今基本構想実施設計うんぬんのもっと前、色んな検討研究の成果品のことについてなんです。

それで率直に言いますが、びっくりしたんですよ。まずドーコンの提案書、今から8年前ですけども、これ本当に素晴らしい内容だなと一言で言うと。もちろんそれ

を直ぐ取り入れる、入れないはともかくですよ、こういう考え方がある、ああいう方法がある、これは是非ね、これ予算で作ったから当然予算議会等々で決算等々で要求すればよかったんでしょうけれども、この点についてはある意味私自身失念しちゃっていたんですけれども、議会が要請しなかったら出さないというものね、すべからく出せとは言いませんけれども、この大事な特に北の江の島構想に至る部分、この8年前は町長、照井町長の前の部分ですよ、これきっと8年前。平成26年2月の成果品ですから。前の町長の時にこの提案書作るための委託契約掛けて成果品出たんでしょうけれども、いずれにしても適時適切に今こういうものが出てきていると。

議員、議会が、議員が要請しなかったら出さないという態度ね。この間ずっと同じ事言っていると思うんですけれども、是非ね、改めて欲しい。

今回問題なのは、その部分ともう1つ、じゃあどれだけのボリュームですかというのね、非常に担当課悩むと思うんです。それでこれはちょっと考え方かも知れませんが、寒地港湾技術研究センターこれは2年前、この目次見たらね、これは失敗したなど。私実は裏話すれば室井議員の方にこれ全部出させたら、担当者大変だよと。私知らなかったんです、あんまり中身、まったく知らなかった。300ページあるっていうことも知らなかった。だけど多分この種のもの相当あるだろうと。だからこれ全部出せたら室井議員、ちょっと、うーんって言って、どういう経過があったのか知りませんが30ページくらいですか。だけどこの目次見て下さい、皆さん。42ページ43ページにずっと後ろの方の目次ありますが、どれを取っても北の江の島構想はもちろんですが、例えば奥尻との関係、今ご存じのとおり八雲町と奥尻との関係、フェリーもそうですし養殖もそうですけれども、奥尻とどうしようと。これかなり港湾フェリー、江差港と関係も出てくるんですよ。だからこの全部とは言いませんけれども、必要な部分はやっぱりね、こんな、これだいたい税金で作っているんですからね。秘密にするもの何ものでもない。しっかりと必要な部分は報告してもらおうということはどう考えているか、というのがまず1点。まず1点ね、まず1点。まず1点。

それからちょっと具体的になっちゃうんですが、今回整備基本構想を作る時にこれを参考にさせてもらいましたということで、整備基本構想の例えば29ページとか、もうちょっと前か、なにこれ載ってた。こういうもの、こういうもの、ドーコンの提案書だとか今言った北日本港湾コンサルの報告書を参考にさせてもらいました。ということで29ページには載っている。問題はこれどこでそういうセレクト、色んな提案があってこれは整備基本構想に取り入れる。これは取り入れない、などなどなど。やっぱり広く税金掛けて作った立派な提案書について、やはり事前にこういう提案があるからこういうふう整備基本構想に取り入れた、取り入れないという経過も見えないようにしないと、恣意的に何かやっているの、というふうにも、私ね、読んじゃったんですよ、素晴らしい計画が入っているなど、でも、これちょっと難しいのかなとかですね。そういう手立て、せっかく作った提案書報告書等についてどういう手立てでこの整備基本構想に入れてきたのか。またこれから色んなことがあると思うんです。どのように基本的に考えるのか。これ、まちづくり課で言うというのも何なんですけ

れども、ここが多いかなということでもちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

3点程のご質問だったんですが、冒頭のまさしくこのドーコンの、この26年の2月時点でのこれ、室井議員から資料要求出たと。

結論から先に言います。私実は当時の政策担当課長をしてございました。で、前町長の指示を受けて噛み砕いて言いますと、新幹線開業も控えている、そして北部地域に色んな大型店舗が入ってきている。当時は非常な財政状況でもあるんだけど、新幹線も開業後の市街地の活性化をどうするかを今の時点から考える提案をしたいという意向で、プロポーザルでこの事業者が選ばれました。でタイトルにあるとおり、短期ではございません。中長期的のものの提言をして欲しいと。これが、私がいただいた指示です。そして当然7年後になるのか、10年後になるのかというのは、当時私担当課長していても感じるままでございましたけども、当時の町長も副町長もいつかは市街地の空洞化を防ぎたいと、こういうことでエリアを決めるまでに至らない中で観光客の目線でドーコンさんから自由な提言を、ですから非常に厳しい表現の部分もありますけども、そういうものを作り上げた。

もう1つ、ハード系がやはり中心になってきたもんですから、それは時の町長も副町長も私も同じ考えでございますけども、そう簡単に新幹線開業後、直には出来なんだけども、将来の町のこの市街地空洞化に資するものをコンサルの事業者、改めてこの時に作り出したのが町内の各課長による市街地活性検討委員会で、という位置付けを課長方ほとんどで作ってソフト系事業、それまでソフト系事業で乗り切ろうと、こういうことで作ったものでございまして、ほぼ終わりますけども私の手元に書類は時間もなくて、26年の5月に議員各位ということで私の手元にあるんですけども、これは当時の議員に私の記憶では、議員の議会の箱の方に入れたか、公書まであるんです。町長名で議員各位で、私これ私の当時のこれは当然予算化したものでございまして、隠す何ものもなくて、それから時の町長も副町長も私もそうですが、予算を掛けてやったものを内部で手元に置いて、議員さんに配布しないということではなくて、議員の箱に、なぜそういう状況が作られてかと言うと、これ若干すべてがあれですが、給食センター問題が平成25年度に起きて、この26年の、この言わば各月が町長選挙を前にして、給食センター問題でもう一色だったと、こういうことでございます。すべての議会全員協議会も含めて給食センター問題で費やした、そういう状況の中での提出なものですから、本来であれば全員協議会等に説明も加える資料になったかと思いますが、間違いなく私の手元に町長名で各議員に、ただほとんどの資料は給食センターの関係だったとこういうことで私の段階からは以上でございます。はい。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から3つのうち、今副町長の方で1つお答えさせて頂きました。寒地港湾の報告書、研究に関する報告書、こういうのがあったら出すべきだろうということでのご指摘だったと思います。ご覧のとおり表紙に書いてありますけど341ページで、この寒地港湾研究所は目的として奥尻港と江差港、ここの振興策についてをメインにここで作っておられます。その中で目次の参考資料のところに、これがうちの北の江の島があります。そういう振興策の中で北の江の島も是非じゃあそこで一緒に考えて見ましようかというご提案で、あくまでもあちらの方から作っていただいたということです。少なくとも税金でというお話がありましたけども、当然国の方のお金が入っているかも知れませんが、我々は作っていただいて確かにこういうのをすべからず皆さんにお渡しできればいいのかも知れませんが、あくまでも参考という形で我々が貰ったものですから、議員の皆さんにですね、配布はさせていただいていなかったということでご理解頂きたいと思います。

あとこういうところがどうやってその構想の中で、反映されるんだというお話がありました。今回の北の江の島構想のコンセプトをしっかりと基本の柱を作る中で、こういった寒地港湾さん、あるいはドーコンさん、色んなものを見ながら、ついでにその中に伝えるべくということで、恣意的と言われると、基本方針を定める中でこういうのもありますよ、そういうのを使わせて頂いたということで、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。副町長、もしドーコンの我々の方に配られていたということであれば、大変申し訳ありません。記憶でも抜けているかも知れませんが、その点については、もしそうだったらお詫びいたします。

それで再質問ですが、セレクトと言うか、なかなかこれは確かに参考ですから、参考ですからそのどう思っているのかと、これはまた、難しい問題かもしれません。それで、一応参考ということで受け止めたとして、今のそのコンサルの方、1つだけ。62ページ。私これ、一、二度見てですね、いやあすごいなあと思ったんですが、例

えば最終的に62ページの南埠頭エリアのロードマップがあります。これもあくまでもコンサルが、自分達がこうだったらこんなふうなロードマップを作るよって、あと参考にしてください。というぐらいのものかも知れませんが、いずれにしても南埠頭エリアを本格的に、計画をさらに実施計画にもっていくとすれば、年次は違うかもしれませんが、一定程度こういうことも含めて相当程度江差町として参考に取り入れているんじゃないのかなと気がしたんですよ。バスの待合所の関係だとか商業施設の誘致だとか、道の駅との関係だとか、これ読んでいけば本当になるほどと思って、そのロードマップなんですけどここら辺の部分今回の江差町の整備基本構想に入っていないけれども、相当程度こういうところも今参考にしてるとかしていないとか、その到達点は今どんなような感じなんですか。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

寒地港湾のロードマップがどう活かされている、今の時点で活かされているのかというお話がございました。先般2月22日に説明させていただいた拠点施設の整備構想、ここに関しては当然道の駅という部分でこのロードマップというよりも、現場の例えば開発さんとの打ち合わせだとか、そちらの方を重視させて頂いているということでご理解頂きたいと思います。

また施設を整備するためにはどうするんだ、というところでのロードマップだということでご理解頂きたいと思います。

今後全体的なところでは、またこういうのを参考にしながら、このあとの例えば南埠頭の部分も想定していかなきゃないのかなと思っています。以上です。

「小野寺議員」

はい。分かりました。

(議長)

いいですか。

はい。質疑希望ありませんか。

「萩原議員」

はい。

(議長)

はい。萩原議員。

「萩原議員」

1点だけ質問いたします。町長の執行方針では、ふるさと納税2億円となり、今の説明では1億5千万ということで、多少ずれがあるんですけども、大きな目標に向かっていくのかなと思います。実際その目標に向かってどのようなふうに取り組んでいくのかお聞きかせ下さい。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

ふるさと納税、今、今年度8千万目標の中で来年度1億5千万を目標にするにあたってどんな取り組みをされるというところのご質問だったと思います。

まずは、実は今回2月、先般臨時交付金を使って議会の方で議決いただいた広報活動で、ふるさと納税のPR活動があります。2月を1か月、ふるさと納税のポータルサイトの中でPRに75万円掛けてさせて頂きました。それによって、前年度が110万だった2月、前々年度が130万だったものが今年度580万まで上がっています。やはりしっかりふるさと納税される気持ちのある方々にPRしていく必要があるんだなと思っています。そういう中で、今年度はそういうコマーシャル料とかPR経費を入れさせて頂きました。あるいは現在例えば、ポータルサイトも4つの窓口ですけども、それをもう少し幅広にしていくということで、たくさんの方々の目に付けていきたいなと思っています。

あとは先程参事の方の説明でありました、実はですね、やはりその納税者の皆さんの人気者の1つには、水産海産物があります。江差町、去年の秋に鮭の切り身とイクラというところでやらせて頂きましたけども、ここはやはりすぐ売り切れてしまう。我々とすれば、そのなかなか小さい事業者ですから、そういう事業者がもっとここにチャレンジできるような、そういうやり方をしていきたいと思いました。今回補助金で50万ほど設けながら、今後に繋げていきたいというふうに考えてます。

あと今、返礼品事業者、小規模事業者が非常に多いです。ただそういう小規模事業者を大切にしながら、新たにやってみたいという方々を支援する、そういった窓口、あるいはサポートを金銭的な部分も含めてしていきたいというふうに考えています。

こういった物で伸ばしていくというのを返礼品事業者が自ら考えて、自分達も魅力あるものを増やしていく。そういう形に近づけていきたいなと考えています。

1億5千万目指して取り組んでまいりますので、一つよろしくお願いします。

(議長)

いいですか。

小野寺議員、いいですか。

萩原議員、あ、見えねがった、萩原議員、手、あげでねえど。

小林議員 手、あげでるで。(事務局長：はい)

小林議員。

「小林議員」

はい。

ふるさと納税のリピート率は。分かるようでしたら教えて下さい。

(議長)

まちづくり推進課。

「まちづくり推進課長」

大変申し訳ございません。今、資料持ってきませんでした。

「小林議員」

はい。分かりました。

(議長)

いいですか。改めてするの。今、待ってるの。

「まちづくり推進課長」

あとで、どういう、リピートの率について資料で・・・。

(議長)

うん。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

資料でお出しできると思いますので、是非皆さんに知ってもらいたい事項なので、資料お渡しします。以上です。

(議長)

はい。次、出崎議員。

「出崎議員」

はい。先のね、江の島の構想の方の案ですが、これはつきりね、ドーコンの方では、日常の施設と観光の施設と分けるべきだとはつきり指摘してあるんですよ。今回は日常の子供達の遊び場も入れることにしたんでしょ。だからそういう経過なんかもですね、僕はこれ貫ってそれで、全体協議会のあとですから全員協議会か。あとですからそこまでね、知らなくてああいう場に望んでいるで、こういうものはやっぱり事前にきちんと情報開示して、こういう指摘があったんだということになれば、どんな議論がそこであったなら、必ずしもドーコンのね、言うとおりにそれに合わせる必要はな

だと思いますよ。もちろんそれは、町のね、意思で決めればいいことですからね。そういうことも含めて、今後はやっぱりこういう、それから関連地の方の情報なんかはですね、事前に提示して欲しいというのが意見も含めてです。

(議長)

まちづくり課長。

「まちづくり推進課長」

はい。過去の諸先輩方が手掛けた色々なこういった提案だとか、構想、非常に私達もなるほどな、というふうに考えます。

そういう中で、今、開陽丸エリアのところに道の駅を拠点施設で作るというお話をさせていただいていますけども、分ける場合、施設をこう、当然そこは開陽丸エリアで開陽丸の管理、あるいは開陽丸マリーナの管理も含めてですね、そういうのとあと日常的な部分と来客を迎える、訪問客を迎えるところということで、分けるという観点も確かにあります。

ただ先般の構想の中でも示されて頂きました。今現在、開陽丸の管理棟で掛かっている経費が900万円年間掛かっているとした場合、今新たに作るのは色々な支援金を使って作ることができます。ただこれからも残念ながら人口は減少していく中で、施設を例えばあのエリアで町として二つ作るかというふうになると、なかなか厳しいというふうな判断で、一つで、ある程度の規模を持ちながら、ということでの今回の設定だったということでご理解頂きたいと思います。以上です。

(議長)

いいですか。

いいですか。

「出崎議員」

はい。いいです。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

塚本議員。

「塚本議員」

先程の話に戻りますが、ふるさと納税7,500万上乘せですか。まだまだ私は足りないんじゃないかと思っています。PRしたらその分の跳ね返りかあったとか、返礼品が足りないとかという課題は多くあるのは分かっていますが、まだまだ江差出身の

方々の関東と関西に住まわれている方にどうやってPRしていくか。

コロナ禍でなかなかそういう集まりができないのは十分、分かりますが、色んな部分で、あの時江差で育った時に食べたあのね、色んな特産物もう1回食べてみたいなあ、それで江差に寄付したいなあという人もまだいるはずなんですよね。やっぱり何億になるまでね、もっともっと八雲の40億とかってならないだろうけれども、まだまだパイが限られているので、PR方法をこのサイトにお金払って宣伝するだけでなく、色んな周知の方法をね検討していく必要があると思います。どうでしょうか。

(議長)

はい。まちづくり課長。

「まちづくり推進課長」

おっしゃるように我々も、もっと身近なPRの方法があるんだろうなと思っています。またもう1つは、そういう気持ちがあってもふるさと納税そのものに関して、ご理解されていないというか、実は例えば、私の兄弟なんかもそういうのに理解していない。例えば、2千円だけ多く出していただければ、来年度の税金が安くなるんだというところをもっとしっかりお伝えしながら、江差の物を食べて、江差を支援してくれというようなアピールを今後しっかりしていきたいと思えますのでご理解頂きたいと思います。以上です。

(議長)

いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

なしですか。

なしって、はっきり言って下さい。

質疑希望ありませんので、まちづくり推進課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

シャラップ。(笑)の声)、「日本語で」の声)

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 16:14

再開 16:15

(議長)

はい。それでは、会議を再開いたします。

次に、財政課、税務課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、まず財政課所管の予算の説明をさせていただきます。

予算資料の8ページをお開き願いたいと思います。私の方も新規事業の方を中心に  
ご説明申し上げたいと思います。

まず、所管事業でございますけど、8ページの15、16でございます。それから、  
21番から次のページの35番でございます。このうち新規事業でございますけれども、  
22財務会計システム統合資産管理システム更新と公会計システム更新が新規事  
業でございますが、内容といたしましては、電算システムの更新でございます。イン  
ターネットエクスプローラーサポート終了に伴うもの、あるいはシステムのバージ  
ョンアップ等々によりまして、電算システムを更新する内容となっております。

それからNo.24、公共施設等総合管理計画の改定でございます。平成28年に策定  
したものでございますけれども、計画期間の中間地点に差し掛かりましたので、内容  
を見直しするものでございます。減価償却率やライフサイクルコスト等などの再算定  
を行うよう国から通知が来てございますので、改定を行うものでございます。

続きまして、32番陣屋円山地区町有地法面崩落防止でございます。資料は定例会  
資料の15ページをお開き願いたいと思います。令和2年から3年に繰越ししまして  
実施した、この資料のオレンジ色の部分の、隣の部分になりますけれども、赤で色づ  
けしている施行予定箇所でございますけども、こちらの法面の崩落防止対策工を行う  
ものでございます。緊急自然災害防止対策事業債、こちらの方、5か年伸びましたの  
で、そちらの起債を活用して実施するものでございます。

それから33番でございます。旧JR江差線跡地用地確定測量でございます。現在  
進めております、第3椽側橋架け替え工事に伴います、旧線路用地の確定測量でござ  
います。

続きまして、9ページ、45番も財政課所管でございますが、例年と変わりござい  
ません。

それから10ページの86番でございますが、集会施設管理、こちらの方も変わり  
ございません。

それから11ページの135番、児童館管理につきましても、例年と大きく変わっ  
たところはございません。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。246番から249番までが財政  
課所管でございます。新規事業といたしましては、248番のかもめ島島上公衆トイ  
レの洋式化改修でございます。新型コロナウイルスの臨時交付金充当する事業でござ  
います。島上の公衆トイレの和式便所を洋式化にするものでございます。

続きまして、16ページでございます。268番港湾事業特別会計繰り出し、これ  
は、後程説明させていただきます。

それから、275番、それから、277番から282番が財政課書所管でございます。新規事業といたしましては、277番公営住宅維持管理、この中に入っているんですけども、資料17ページをご覧頂きたいと思いますが、この維持管理の中に計上してございますけれども、陣屋団地防火設備改修工事を計上してございます。内容といたしましては、陣屋団地3号棟の防火扉、1組2枚の改修交換となっております。

続きまして、281番でございます。公営住宅長寿命化対策中歌団地劣化度調査でございます。令和5年に長寿命化改修中歌町団地を予定してございますので、その事前調査が必要でございますので、劣化度調査を実施するものでございます。

それから、282番でございます。公営住宅長寿命化対策円山第3団地解体除去でございます。資料の方16ページでございます。社会資本整備総合交付金を充当する事業でございます。6棟26戸のうち3棟14戸を解体するものでございます。こちらにつきましては、町長の町政執行方針でもございましたが、建て替えということで、跡地に新陣屋団地整備しました。整備が終了しましたので、円山第3団地を順次除去していくものでございます。

続きまして、18ページでございます。346番から360番までが財政課所管でございますけれども、内容としては大幅な変更がございませんので、割愛させていただきます。

続きまして、港湾整備事業特別会計でございます。こちら資料もご覧頂きたいんですが、資料36ページお願いします。港湾整備事業特別会計予算構成表でございます。内容といたしましては、例年と同様の浄化槽の保守点検、消防設備の保守点検でございますが、例年と大きく増えた部分がありまして、給湯室の給水管から赤錆の水が出ますので、この取替工事を行います。70万8千円、この中に計上してございます。

予算の説明は簡単ですが以上でございます。

続きまして、議案書103ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号でございます。江差町財政調整基金の処分についてでございます。

令和4年度一般会計の予算編成において生じた財源不足に対しまして、財政調整基金を取り崩して繰り入れするため、財政調整基金の設置管理処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取り崩す額は1億円、時期については、令和4年度中となりますので、よろしくお願いたします。

簡単でございますが、財政課所管の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、税務課が所管しております一般会計と国民健康保険費特別会計の予算に

ついてご説明いたします。

まず始めに一般会計の歳入になります。これにつきましては、予算書の22ページから23ページの1款町税でございます。予算資料は3ページになります。

町税については、総額7億6,498万円を計上し、前年対比で73万2千円の増となったところでございます。主な町税の増減といたしましては、コロナウイルスの税収影響が想定より小さかったことにより、前年対比で個人住民税において、約1千万円と法人町民税約390万円の増額見込みとなる一方で、固定資産税において償却資産の減価償却による減少で、約1,100万円の減額と固定資産税所在市町村などの交付金において、評価替えにより土地の価格が下がったことに伴いまして、約420万円の減額見込みとなることによるものでございます。

次に歳出になります。歳出につきましては、予算資料の方で新規事業と前年度比較し大きく変更がある事業について、説明させていただきます。

予算資料の9ページから10ページの事業番号60番、62番から71番が当課所管の事業になります。

初めに予算資料9ページの64番、固定資産評価替え委託が新規事業となりますが、内容は令和6年度の土地評価などに向けて、令和4年度から令和5年度に土地鑑定評価などの委託を行うもので、予算額は225万4千円を計上してございます。

2つ目の新規事業は、予算資料10ページの19番、地方税共通の納税システム対象税目拡大対応改修ですが、内容につきましては、令和3年度の税制改正により電子納税の対象税目が追加され、令和5年度当初賦課分から税目拡大のシステム改修などが必要となることから、令和4年度中に改修が必要となるもので、予算額は248万6千円を計上してございます。

3つ目の新規事業は、70番のeLTAx特別徴収税額通知電子化対応改修ですが、内容は令和3年度の税制改正により、個人住民税の特別徴収税額通知は、申し出があった場合にはeLTAxを経由して通知しなければならなくなり、この改修につきましては、この改修につきましても令和4年度中には対応可能な状態にしておく必要があるもので、予算額は126万3千円を計上してございます。

以上3件が新規事業となります。

また、新年度に固定資産税家屋評価システムを導入しましたが、導入を終え初期費用がなくなりましたが、運用費用としてシステム使用料が発生することから、令和4年度は71万の課税事務でシステム使用料を計上しているところでございます。なお、それ以外の事業につきましては、事務的経費であり、例年と大きく変わってございませんので、割愛させていただきます。

次に、国民健康保険特別会計の当課所管分になります。

まず、歳入でございますが、予算書の146ページから147ページの1款、国民健康保険税でございます。

総額1億1,865万7千円を計上し、前年対比で441万1千円の減となったところでございます。減額となった要因につきましては、北海道に納付する国民健康保

健の納付金額が減少したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書の152ページから155ページの賦課徴収費と収納率向上対策事業費となりますが、事務的経費であり、例年と大きく変わってございません。

以上、簡単ではございますが税務課所管の予算説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、説明が終わりました。質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

町営住宅のことについてお聞きしたいと思います。町営住宅と防災との関連でお聞きします。

もし課長、答えられないということであれば言うだけいただければなと思います。

具体的に2か所。まず1点、円山第2。今公共下水やっている、あの、あそこです。それで前にも言ったんですけども、改めて少し整理して言います。今回ハザードマップ各家庭に新しい大きなより分かりやすい、そして最新の特に土砂災害関係、直近で指定されたところも全部入ってて本当に分かりやすい。今それをコピーして手元に持っているんですけども、大家さんったら江差町で言うとそこの町営住宅、円山今言った第2、第2はこれ厳密にこの地図とおりになっているかどうかというのは、多少ブレているかも知れませんが、土砂災害の警戒区域には全部入ってて、半分ぐらい特別警戒区域入っていますね。大家さんわかりますね、これ、大変な問題ですからね。町営住宅ですから、裏山が特別警戒区域住宅に半分ぐらいこれ入っています。で、ここは、解体は計画とおりですと、長寿命化計画、まだこれから5年後、5年後以降の解体ですので、それまでいる方は常に改めて災害との危険、表裏、裏直ぐというか、自分の家も入っている。ここは先程いらっしゃったんでしょうか。総務課の中で入れるという方向で検討すると言ってたんですが、個々の避難大変だなという方々、個別に避難計画を作る、これまさしく大家さんがやらないとできないと思うんです。地域防災計画に入れ込んだとあとということになるのかも知れません。それとは別にやはりこの特別警戒区域にも入っていて、ほぼ高齢者、ほぼ高齢者、もう避難大変な人ですね。やはりきちっと対策をとる必要があると思うんです。そこをまずちょっとお考えをお聞きしたい。今日、総務課長いるから、財政課長答えなかったら総務課長、場合によってはですね。

それから同じように今回予算案で、それから町長の執行方針にもあります中歌町団地の長寿命化改修工事ということで、事業として謳われております。この場所、ここも改めてさっき言った新しいハザードマップ見ますと、ちょっと前なかなか分かりづ

らかったんですが、全部土砂災害の警戒区域に入っています。で一部特別警戒区域に町営住宅ですよ、入っているはずですよ。このさっき言ったハザードマップ見れば。

それで基本的に建てちゃ駄目ということにはなりません、待ってよ、特別警戒区域に入っちゃったら建築基準法の確か色々ありましたよね。いづれにしても、あるんですよ、今日ちょっといないから、それは後でもいいんですけども、いづれにしても一般住宅うんぬんかんぬんという問題もありますが、それは置いといて、大家さんの町としてそもそも特別警戒区域には少しここ地区70年、じゃあなかった、70年持つという建物ですね、確か。頑丈な建物であります、そもそもここにどういう対策をとろうとしているのか。まだいいよということになるのかですね、その防災との関係、土砂災害との関係もきちっと整理しておく必要がある。円山とこの中歌に関してちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。誰。

「財政課長」

ただ今小野寺議員から円山第2と中歌団地、防災の関係でご質問ございましたけども、今現在、正直申し上げて具体的にどうこうという部分が持っていないので、今後、総務と連携しまして、具体的に大家さんという行政ということで、どういうふうな対応をとっていくか、個別の避難計画とどういうふうな形にあるものかというのをちょっと早急に対応させて頂きたいと思っております。

「小野寺議員」

町長、ちょっと、ちょっと。

(議長)

小野寺議員、質問だけお願いします。

「小野寺議員」

はい。あの隣に総務課長いらっしゃるし、なんか副町長も、要はね、こういうことなんですよ。せっかくりっぱなハザードマップとか、今度更に最新の国、道の変更点を踏まえた地域防災計画作ると、いいんですよ。問題は、それに魂を入れなかったら。

まず、江差町の役場からそれやっていかなったたら、とてとてとてとて、せっかくそれこそ税金も莫大なもの入れて作ったものをね、民間も当然しなきゃなりませんけれども、行政からやって頂きたんですよ。よろしくをお願いします。

(議長)

はい。副町長、駄目だって。時間掛かって駄目だ。いいからでねえってんだで一。

副町長答弁、せ。（副町長：はい、総務課長、今・・・）

総務課だってどうするんだや、今、聞いていけば。誰がやるのよ。結果的に町がやらねばねえべや、そういうごと。（副町長：分かりました、はい、副町長）

はい、副町長。

「副町長」

小野寺議員の、質問の趣旨は、分かりやすいところからいくと元々建っている今、公営住宅の部分がこういう形で土砂災害の警戒区域あるいは特別警戒区域に入っているんで、防災上のこの個別計画に大家としてどう関わって、どうするのかとこういう趣旨かなというふうに思います。少し私も歯切れ悪いんですけども、個別計画の中に町営住宅はこの2箇所だけには、限らずだと思いますけども、いずれにしても、大家でございますので、どのような関わり方、1人ずつに聞く話ではございませんけども、いわば個別計画になると、先程一般質問にもあった介護度の関係やら、障がい者や色んな方になりますんで、全員が全員ということになりませんが、その辺は関連した中でどのような関り方をすべきかということとは、検討させて下さい。はい。

（議長）

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

（議長）

はい。小林議員。

「小林議員」

はい。逆川森林公園について伺います。この間、何度かやり取りしてきたと思います。経緯から言うと、老朽化した設備を撤去しました。利用の促進はとなると、ヒグマが出没して利用者の安全性が確保できないということで理解していました。

この際、この際と言うのも言葉が悪いんですが、地球温暖化対策も含めてですね、町有林として管理していくというような方向転換も協議のテーブルに載せてもいいのかなと思います。如何でしょう。

（議長）

はい。財政課長。

「財政課長」

逆川森林公園、町有林として管理ということで、地球温暖化という視点からのご質

問だったかと思うんですけども、逆川森林公園の大半は、土地改良区であったり、個人の土地をお借りして、条例としては確かに町が条例を制定して公園として管理しておりますが、そこ自体がそういう改良区であったり、民間の方の土地ですので、ここですぐ、前向きな答弁とかそういう風にもなかなかないですし、産業振興課林務の方とも話さなければなりませんので、ちょっとご意見ということで、受け賜らせて頂きたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、税務課、あ、財政課、税務課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散開いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

散開 16 : 37